

障害のある人びとの福祉

2025



広島県

～はじめに～

- この冊子は、障害者福祉に関するさまざまな制度やサービス、相談窓口などをまとめたものです。広く皆様にご活用いただければ幸いです。
- 掲載内容について時点の記載がない場合は、令和7年4月1日現在の情報を基に作成しています。
- 市町によって事業内容が異なる場合や、事業を実施していない場合などがありますので、詳細は市町等の各窓口にお問い合わせください。
- 各項目の対象者については、次のとおり表示しています。

【身】 = 身体障害のある人が利用できるサービス
【知】 = 知的障害のある人が利用できるサービス
【精】 = 精神障害のある人が利用できるサービス
【難】 = 難病等の疾病がある人が利用できるサービス

表紙のマーク

あいサポートシンボル



障害のある人を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しています。後ろの白いハートは、障害のある人を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER(サポーター)」の「S」を表現しています。

ベースとしている「橙色だいだいいろ」は、鳥取県出身で日本の障害者福祉に尽力された 糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「暖かさ」をイメージするものとしています。

また、「だいだい(代々)」にちなみ、あいサポーター(障害者サポーター)が広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められています。

障害のある人びとの福祉 も く じ

1 障害者の動向	1
(1) 身体障害者（児）	1
(2) 知的障害者（児）	3
(3) 精神障害者	5
(4) 難病患者	7
(5) 発達障害者（児）	11
(6) 医療的ケア児	11
2 相談	13
主な相談窓口	13
相談の窓口	15
(1) 市・町福祉事務所及び県厚生環境事務所	15
(2) 児童相談所（こども家庭センター）〈こども家庭センターの巡回相談〉	16
(3) 知的障害者更生相談所（こども家庭センター）	16
(4) 身体障害者更生相談所〈県立身体障害者更生相談所の定期相談会等〉	17
(5) 精神保健福祉センター・保健所等	20
(6) 市町相談支援事業	22
(7) 障害児等療育支援事業所	25
(8) 療育相談の窓口	26
(9) 発達障害者支援センター	27
(10) 医療的ケア児支援センター	27
(11) 広島県精神科救急医療システム〈精神科救急情報センター等〉	28
(12) ろうあ者専門相談員	29
(13) ファクシミリの設置	29
(14) 身体障害者相談員	29
(15) 知的障害者相談員	29
(16) 精神保健福祉相談員	30
(17) 民生委員・児童委員及び主任児童委員	30
(18) 進行性筋萎縮症者（児）の療養相談	30
(19) 障害のある幼児児童生徒又は保護者などのための教育相談	31
(20) 難病対策センター	32
(21) 難病患者ピアサポート	32
(22) こころの健康相談	33
(23) 福祉サービス利用援助事業（かけはし）	33
(24) 若年性認知症に関する相談	33
(25) 福祉サービスに関する苦情解決について	34
(26) 地域生活定着支援センター	35
(27) 高次脳機能センター	35
3 障害者総合支援法等	37
(1) 障害者総合支援法の概要	37
(2) 福祉サービスに係る給付と事業の体系	41
(3) 利用の手続き	42
(4) 利用者負担の仕組み	43
(5) 障害児の福祉サービス	44

(6) 障害者総合支援法のサービス一覧	45
4 障害者手帳	49
(1) 身体障害者手帳の交付	49
(身体障害者障害程度等級表)	50
(2) 療育手帳の交付	52
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付	53
5 医療	54
6 年金・手当・貸付	56
(生活福祉資金貸付制度一覧)	59
7 補装具・日常生活用具	61
8 住宅	64
9 訪問系サービス・短期入所	65
(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所)	
10 日中活動系サービス	66
(療養介護・生活介護・自立訓練・就労支援・自立生活援助)	
11 居住系サービス	68
(共同生活援助・施設入所支援)	
12 障害児のためのサービス	69
13 地域生活支援サービス	70
(1) 意思疎通支援	70
(2) 情報支援	71
(情報支援施設)	73
(3) 移動支援	75
(4) 地域活動支援センター	75
(5) 福祉ホーム	75
(6) 日中一時支援	76
(7) 訪問入浴サービス	76
(8) その他の生活支援	76
14 選挙	78
15 スポーツ・芸術振興	79
(1) スポーツ振興	79
(2) 芸術振興	81
16 就労	82
(1) 就労のための相談・支援機関	82
(2) 雇用の安定のための制度	84
17 税金の軽減	93

18 交通・移動等の支援	96
(1) 旅客運賃割引制度.....	96
(2) 有料道路通行料の割引制度.....	101
(3) 道路の交通の規制に関する適用除外など.....	102
(4) 思いやり駐車場利用証交付制度.....	104
(5) その他の割引制度.....	105
(6) 自動車運転免許取得の取得について.....	107
19 保育及び学校教育	110
(1) 保育.....	110
(2) 学校教育.....	110
(特別支援学校一覧)	111
20 障害のある人の人権	112
(1) 障害者差別解消法について.....	112
(2) 障害者虐待防止法について.....	113
(虐待通報窓口一覧)	114
(3) 成年後見制度について.....	117
21 その他	118
(1) 普及啓発施策.....	118
(2) 福祉のまちづくりの推進.....	119
(3) 点字、手話、音声コード、身体障害者補助犬について	120
(4) サポートファイルについて.....	122
(5) 労災特別介護施設（ケアプラザ）について.....	123
(6) 交通事故被害者援護制度.....	123
(7) 障害者に関するマーク.....	124
(8) 広島県視覚障害者向け防災情報メールシステム.....	128
(9) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の主要福祉便覧.....	130

<<資料編>>

1 指定相談支援事業所

- (1) 相談支援事業所一覧
- (2) 指定障害児相談支援事業所一覧

2 障害福祉サービス事業者等

- (1) 居宅介護（重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援）事業所一覧
- (2) 短期入所事業所一覧
- (3) 共同生活援助（グループホーム）一覧
- (4) 障害福祉サービス（日中活動）事業所一覧
- (5) 障害者支援施設一覧

3 障害児福祉関係施設・事業所

- (1) 児童福祉施設一覧
- (2) 障害児通所支援事業所一覧

4 地域活動支援センター一覧

5 小規模作業所一覧

6 精神病床を有する病院一覧

7 広島県内のオストメイト対応トイレ一覧

1 障害者の動向

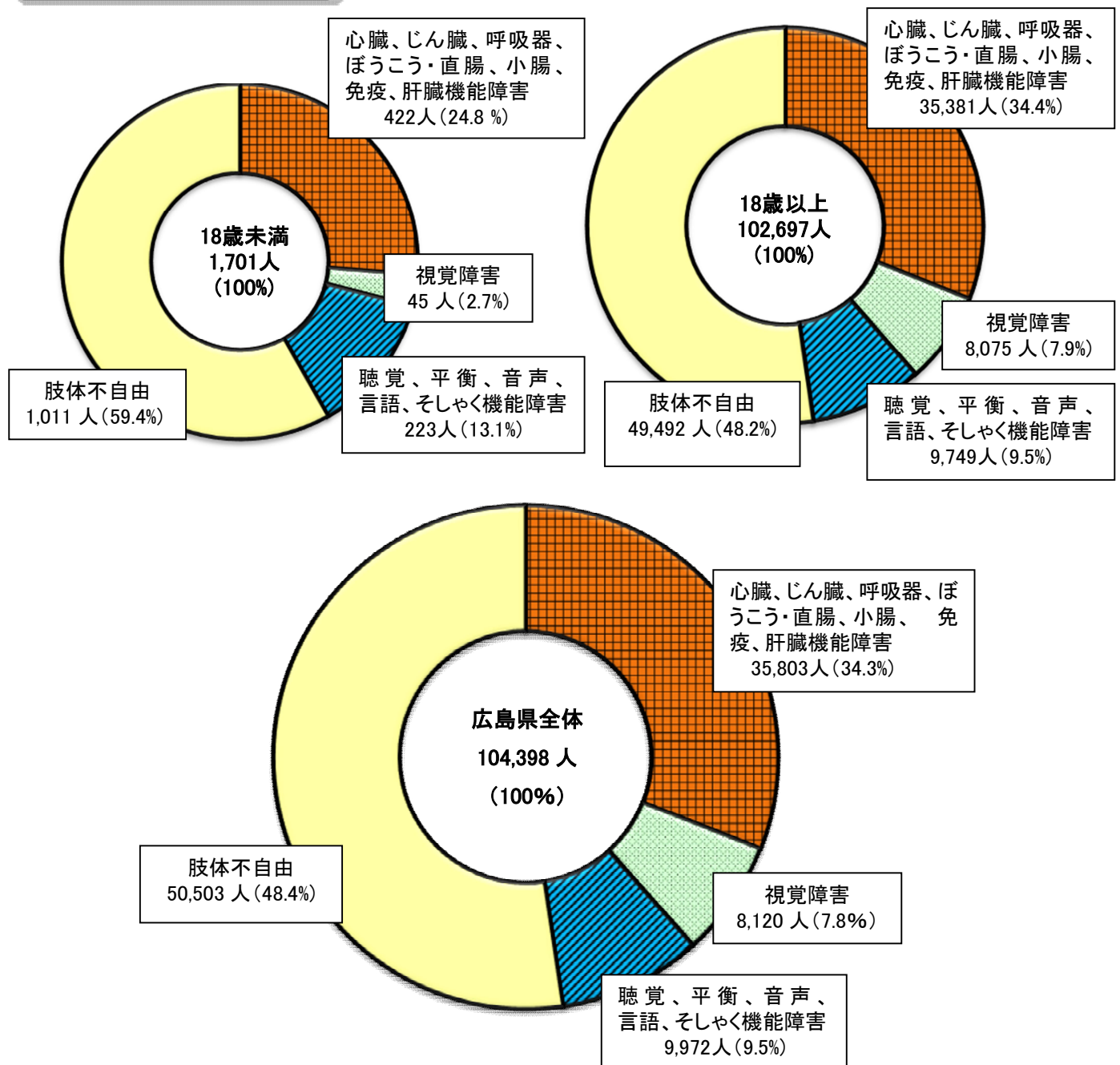
(1) 身体障害者（児）

わが国の身体障害者（児）の人数は、令和6（2024）年3月31日現在の身体障害者手帳交付数によると、4,783,069人となっています。（「福祉行政報告例」より）

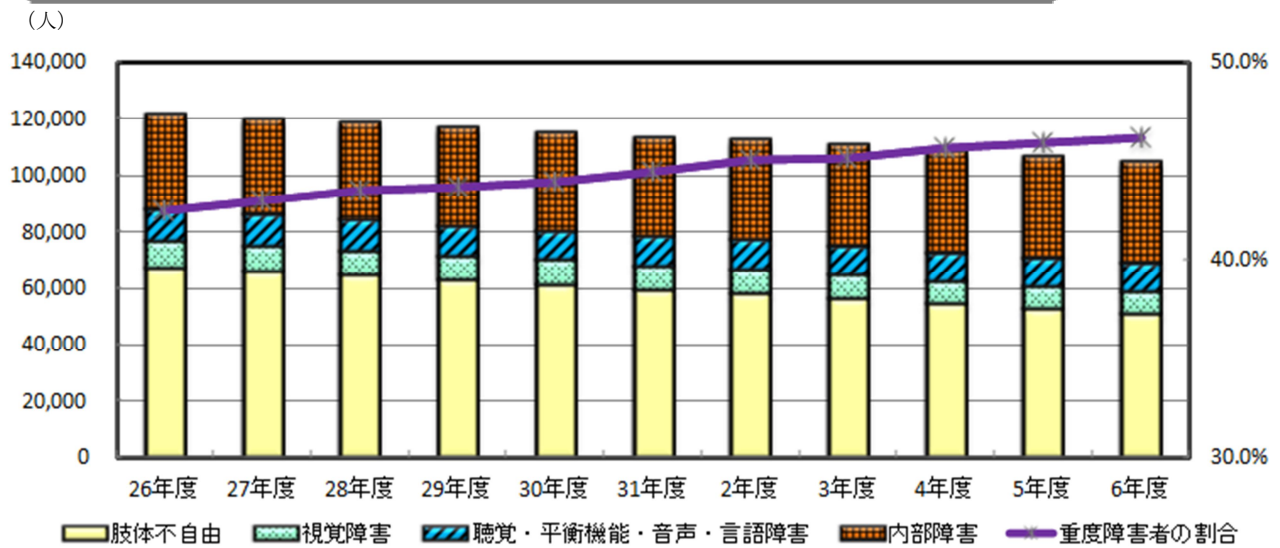
広島県の身体障害者（児）の人数は、令和7（2025）年3月31日現在の身体障害者手帳交付数によると、104,398人となっています。

これらの身体障害者（児）を、18歳未満、18歳以上の年齢別及び主な障害の種類別にみると、次のとおりです。

障害の種別の状況



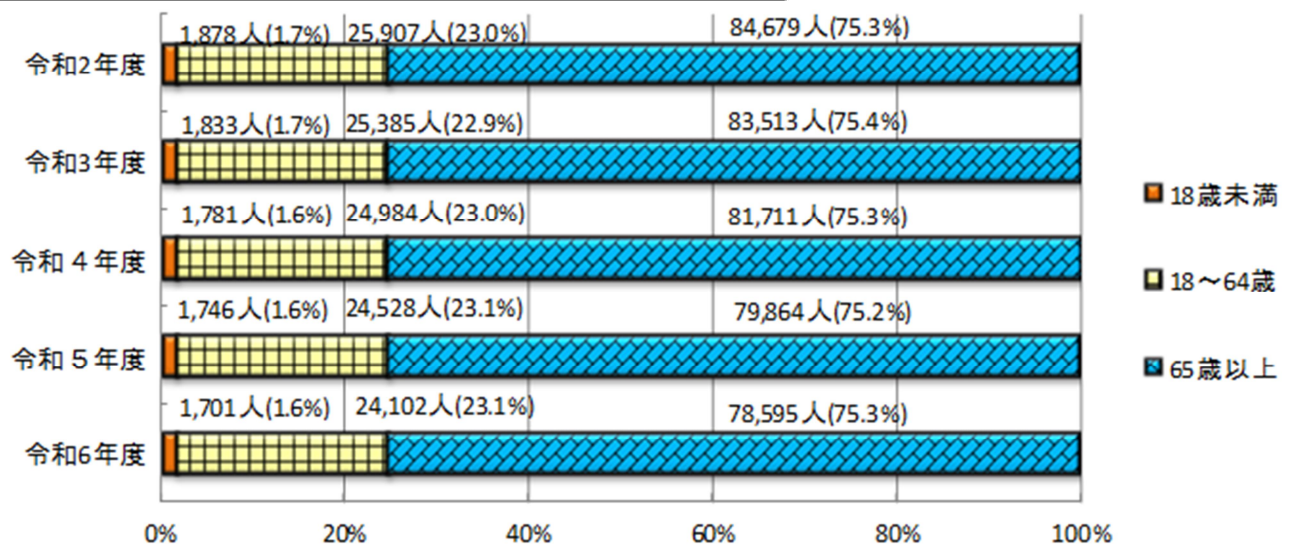
身体障害者手帳所持者数の障害別推移と重度障害者の割合



	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
肢体不自由	67,140	65,687	64,302	62,613	61,149	59,281	58,109	56,291	54,103	52,364	50,503
視覚障害	9,321	9,096	8,878	8,663	8,584	8,480	8,426	8,368	8,231	8,129	8,120
聴覚障害者等	11,268	11,100	10,927	10,762	10,604	10,413	10,367	10,299	10,165	10,032	9,972
内部障害	33,633	33,961	34,215	34,355	34,579	35,043	35,562	35,773	35,977	35,613	35,803
計	121,362	119,844	118,322	116,393	114,916	113,217	112,464	110,731	108,476	106,138	104,398
重度障害者 (1～2級) (全体に 占める割合)	51,562 42.5%	51,501 43.0%	51,440 43.5%	50,776 43.6%	50,515 44.0%	50,259 44.4%	50,606 45.0%	49,990 45.1%	49,519 45.6%	48,733 45.9%	48,181 46.2%

※当該年度3月31日現在（広島市、呉市及び福山市を含む）

身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移



※当該年度3月31日現在（広島市、呉市及び福山市を含む）

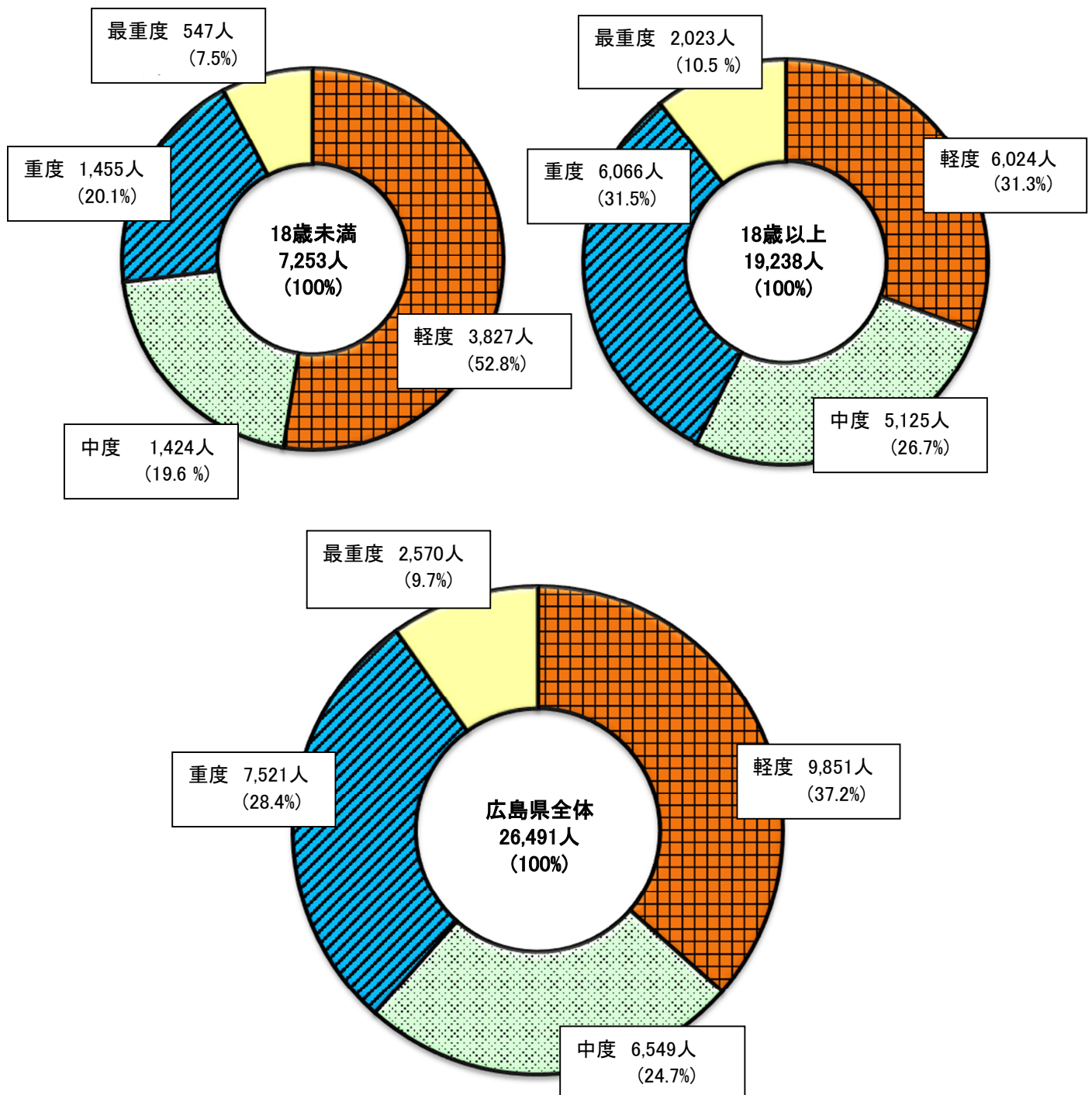
（２）知的障害者（児）

わが国の知的障害者（児）の人数は、令和 6（2024）年 3 月 31 日現在の療育手帳交付数によると、1,281,469 人となっています。（「福祉行政報告例」より）

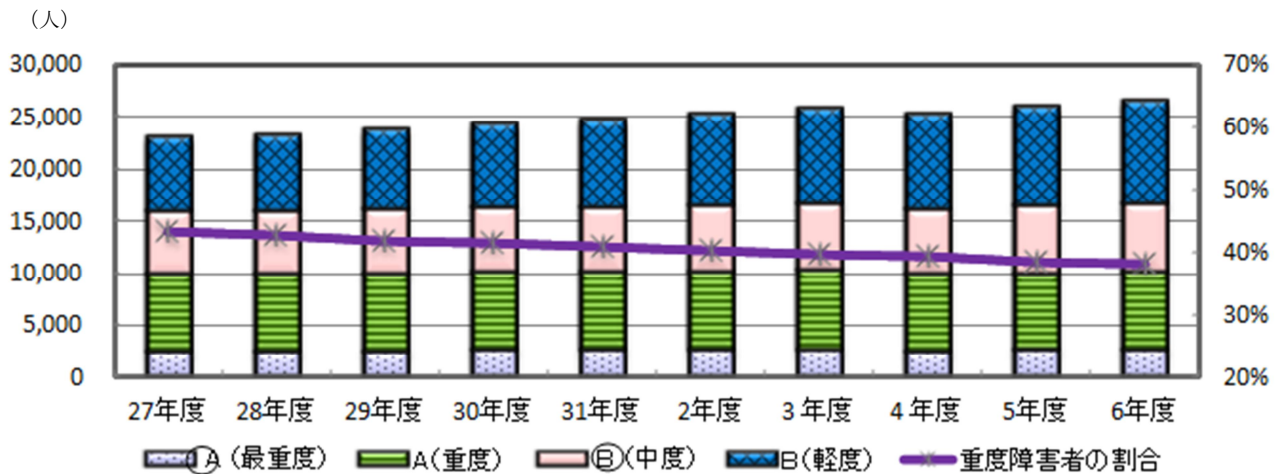
広島県における知的障害者（児）の人数は、令和 7（2025）年 3 月 31 日現在の療育手帳交付台帳登録数によると、26,491 人です。

これらの知的障害者（児）を、18 歳未満、18 歳以上の年齢別及び障害別にみますと、次のとおりです。

障害の程度別の状況



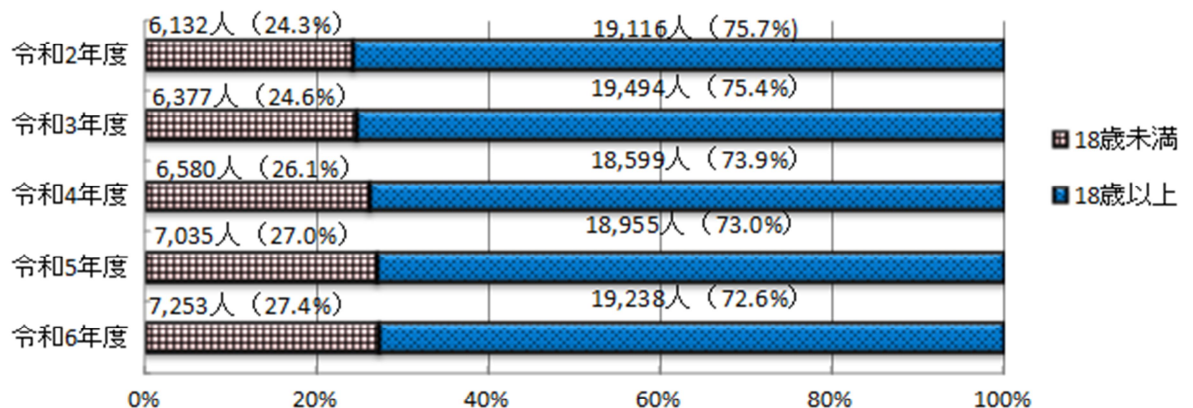
療育手帳所持者数の障害程度別推移と重度障害者（児）の割合



	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①A(最重度)	2,486	2,492	2,534	2,577	2,600	2,608	2,659	2,516	2,553	2,570
A(重度)	7,469	7,369	7,449	7,516	7,546	7,520	7,572	7,346	7,435	7,521
②B(中度)	6,043	6,032	6,139	6,193	6,227	6,317	6,465	6,364	6,513	6,549
B(軽度)	7,010	7,293	7,741	8,125	8,420	8,803	9,175	8,953	9,489	9,851
計	23,008	23,186	23,863	24,411	24,793	25,248	25,871	25,179	25,990	26,491
①A+A	9,955	9,861	9,983	10,093	10,146	10,128	10,231	9,862	9,988	10,091
(全体に占める割合)	43.3%	42.5%	41.8%	41.3%	40.9%	40.1%	39.5%	39.2%	38.4%	38.1%

※当該年度3月31日現在（広島市を含む）

療育手帳所持者の年齢別構成比の推移



※当該年度3月31日現在（広島市を含む）

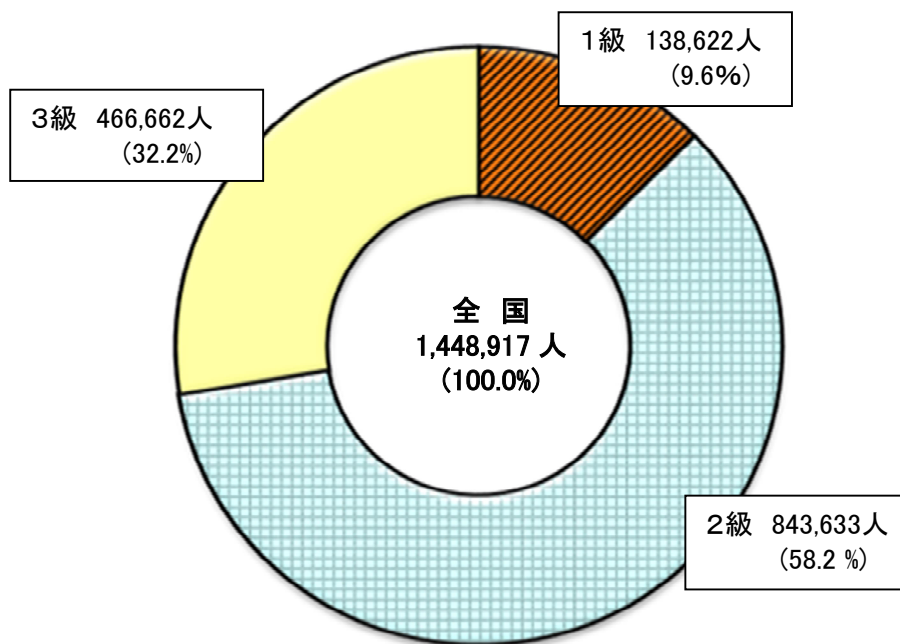
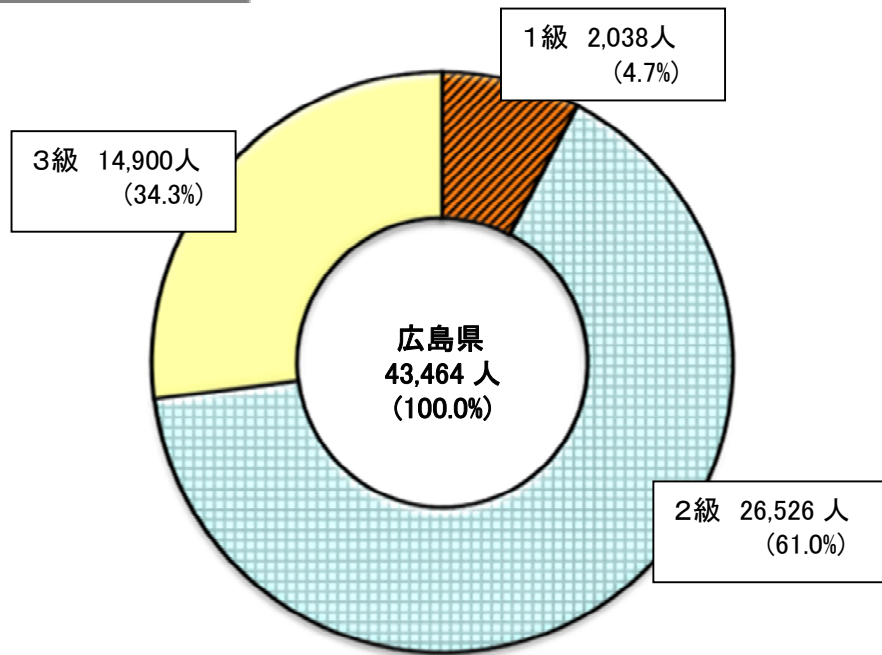
(3) 精神障害者

わが国の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者の人数は、令和6年（2024）年3月31日現在1,448,917人となっています。（「衛生行政報告例」より）

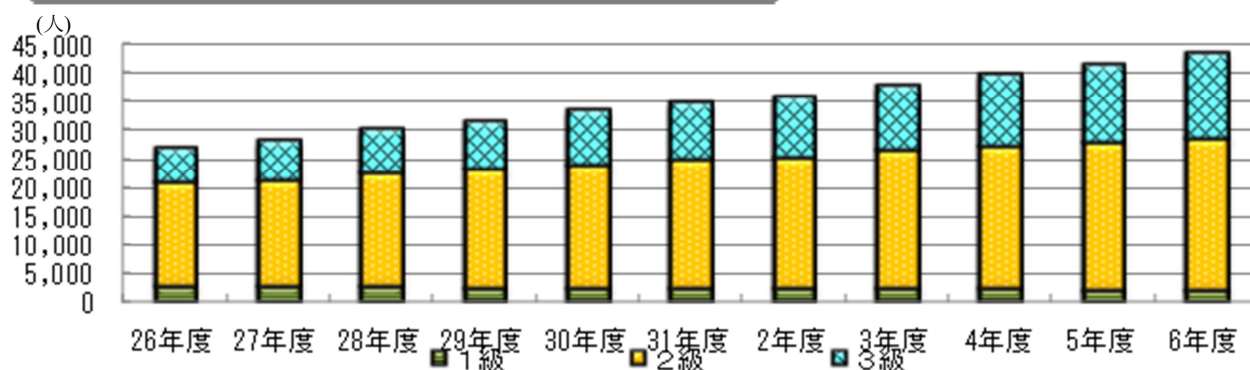
広島県における精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者の人数は、令和7年（2025）年3月31日現在43,464人です。

これらの精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者を、障害の程度別にみると、次のとおりです。

障害の程度別の状況

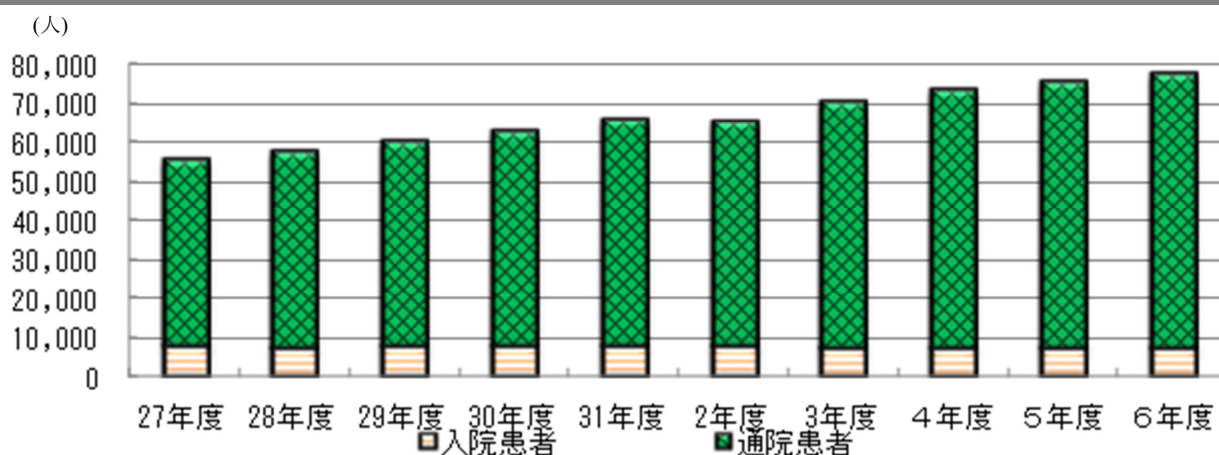


精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1級	2,510	2,492	2,517	2,432	2,405	2,379	2,306	2,290	2,221	2,137	2,038
2級	18,240	18,720	19,898	20,683	21,519	22,336	22,955	24,138	25,095	25,796	26,526
3級	6,228	6,820	7,726	8,508	9,343	10,112	10,583	11,448	12,393	13,416	14,900
合計	26,978	28,032	30,141	31,623	33,327	34,827	35,844	37,876	39,709	41,349	43,464

精神科病院入院患者数及び通院患者数（自立支援医療（精神通院）承認者数）



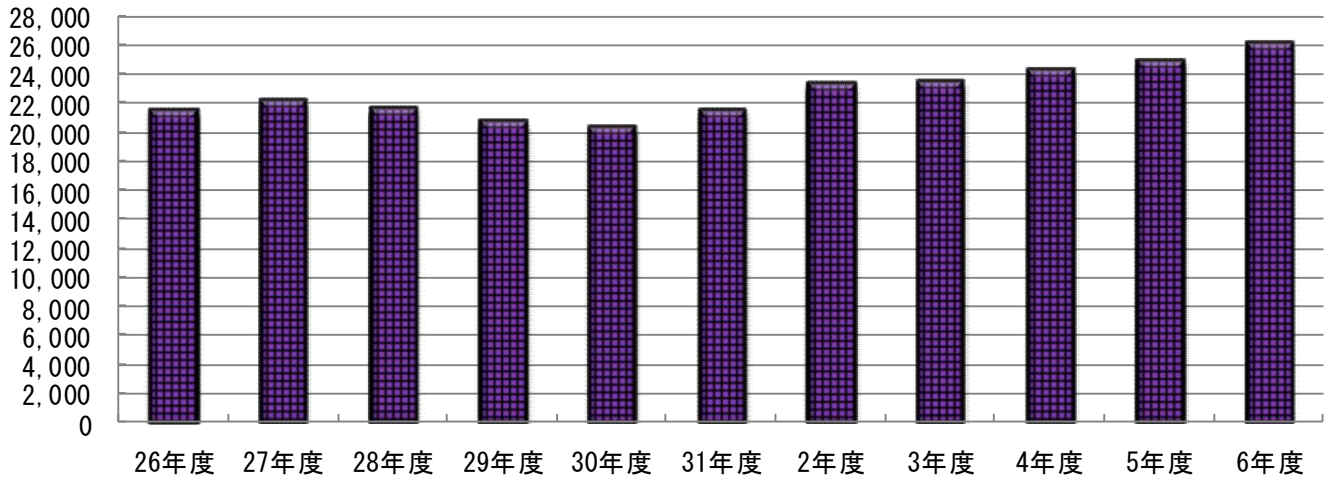
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
入院患者	7,833	7,479	7,697	7,820	7,711	7,663	7,472	7,448	7,321	7,326
通院患者	47,515	50,393	52,632	54,840	58,325	57,724	62,911	66,072	68,323	70,500
計	55,348	57,872	60,329	62,660	66,036	65,387	70,383	73,520	75,644	77,826

※入院患者数は各年度6月30日現在、通院患者数は3月31日現在（広島市を含む）

(4) 難病患者

県内の特定医療費（指定難病）等受給者数は、令和 7（2025）年 3 月 31 日現在 26,135 人となっています。

（人）



	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
特定医療費(指定難病)等受給者数	21,530	22,191	21,638	20,687	20,388	21,528	23,391	23,450	24,230	24,930	26,135

※平成 27 年度以前は、特定疾患医療治療研究事業承認数

○ なお、平成 27 年 1 月 1 日より「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行され、次の 348 の疾患が「指定難病」として医療費助成の対象となっています。

（「指定難病」の対象となっていないスモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎についても、既に受給者証の交付を受けられている方は、引き続き医療費助成を受けることができます。）

「 指 定 難 病 」 対 象 疾 患	
01 球脊髄性筋萎縮症	61 自己免疫性溶血性貧血
02 筋萎縮性側索硬化症	62 発作性夜間ヘモグロビン尿症
03 脊髄性筋萎縮症	63 特発性血小板減少性紫斑病
04 原発性側索硬化症	64 血栓性血小板減少性紫斑病
05 進行性核上性麻痺	65 原発性免疫不全症候群
06 パーキンソン病	66 I g A 腎症
07 大脳皮質基底核変性症	67 多発性嚢胞腎
08 ハンチントン病	68 黄色靱帯骨化症
09 神経有棘赤血球症	69 後縦靱帯骨化症
10 シャルコー・マリー・トゥース病	70 広範脊柱管狭窄症
11 重症筋無力症	71 特発性大腿骨頭壊死症
12 先天性筋無力症候群	72 下垂体性 ADH 分泌異常症
13 多発性硬化症／視神経脊髄炎	73 下垂体性 TSH 分泌亢進症
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	74 下垂体性 PRL 分泌亢進症
15 封入体筋炎	75 クッシング病
16 クロウ・深瀬症候群	76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
17 多系統萎縮症	77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	78 下垂体前葉機能低下症
19 ライソゾーム病	79 家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)
20 副腎白質ジストロフィー	80 甲状腺ホルモン不応症
21 ミトコンドリア病	81 先天性副腎皮質酵素欠損症
22 もやもや病	82 先天性副腎低形成症
23 プリオン病	83 アジソン病
24 亜急性硬化性全脳炎	84 サルコイドーシス
25 進行性多巣性白質脳症	85 特発性間質性肺炎
26 HTLV-1 関連脊髄症	86 肺動脈性肺高血圧症
27 特発性基底核石灰化症	87 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
28 全身性アミロイドーシス	88 慢性血栓性肺高血圧症
29 ウルリッヒ病	89 リンパ脈管筋腫症
30 遠位型ミオパチー	90 網膜色素変性症
31 ベスレムミオパチー	91 バッド・キアリ症候群
32 自己食空胞性ミオパチー	92 特発性門脈圧亢進症
33 シュワルツ・ヤンペル症候群	93 原発性胆汁性肝硬変
34 神経線維腫症	94 原発性硬化性胆管炎
35 天疱瘡	95 自己免疫性肝炎
36 表皮水疱症	96 クローン病
37 膿疱性乾癬 (汎発型)	97 潰瘍性大腸炎
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	98 好酸球性消化管疾患
39 中毒性表皮壊死症	99 慢性特発性偽性腸閉塞症
40 高安動脈炎	100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
41 巨細胞性動脈炎	101 腸管神経節細胞僅少症
42 結節性多発動脈炎	102 ルビンシュタイン・テイビ症候群
43 顕微鏡的多発血管炎	103 CFC 症候群
44 多発血管炎性肉芽腫症	104 コステロ症候群
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	105 チャージ症候群
46 悪性関節リウマチ	106 クリオピリン関連周期熱症候群
47 バージャー病	107 若年性特発性関節炎
48 原発性抗リン脂質抗体症候群	108 TNF 受容体関連周期性症候群
49 全身性エリテマトーデス	109 非典型溶血性尿毒症症候群
50 皮膚筋炎／多発性筋炎	110 ブラウ症候群
51 全身性強皮症	111 先天性ミオパチー
52 混合性結合組織病	112 マリネスコ・シェーグレン症候群
53 シェーグレン症候群	113 筋ジストロフィー
54 成人発症スチル病	114 非ジストロフィー性ミオニー症候群
55 再発性多発軟骨炎	115 遺伝性周期性四肢麻痺
56 ペーチェット病	116 アトピー性脊髄炎
57 特発性拡張型心筋症	117 脊髄空洞症
58 肥大型心筋症	118 脊髄髄膜瘤
59 拘束型心筋症	119 アイザックス症候群
60 再生不良性貧血	120 遺伝性ジストニア

「 指 定 難 病 」 対 象 疾 患	
121 脳内鉄沈着神経変性症	181 クルーゼン症候群
122 脳表ヘモジデリン沈着症	182 アペール症候群
123 HTRA1 関連脳小血管病	183 ファイファー症候群
124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	184 アントレー・ビクスラー症候群
125 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	185 コフィン・シリス症候群
126 ベリー病	186 ロスマンド・トムスン症候群
127 前頭側頭葉変性症	187 歌舞伎症候群
128 ビッカースタッフ脳幹脳炎	188 多脾症候群
129 痙攣重積型(二相生)急性脳症	189 無脾症候群
130 先天性無痛無汗症	190 鰓耳腎症候群
131 アレキサンダー病	191 ウェルナー症候群
132 先天性核上性球麻痺	192 コケイン症候群
133 メビウス症候群	193 プラダー・ウィリ症候群
134 中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	194 ソトス症候群
135 アイカルディ症候群	195 スーナン症候群
136 片側巨脳症	196 ヤング・シンプソン症候群
137 限局性皮質異形成	197 1 p 36 欠失症候群
138 神経細胞移動異常症	198 4 p 欠失症候群
139 先天性大脳白質形成不全症	199 5 p 欠失症候群
140 ドラベ症候群	200 第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
141 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	201 アンジェルマン症候群
142 ミオクロニー欠神てんかん	202 スミス・マギニス症候群
143 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	203 2 2 p 11.2 欠失症候群
144 レノクッス・ガストー症候群	204 エマヌエル症候群
145 ウエスト症候群	205 脆弱 X 症候群関連疾患
146 大田原症候群	206 脆弱 X 症候群
147 早期ミオクロニー脳症	207 総動脈幹遺残症
148 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	208 修正大血管転位症
149 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	209 完全大血管転位症
150 環状 20 番染色体症候群	210 単心室症
151 ラスムッセン脳炎	211 左心低形成症候群
152 P C D H19 関連症候群	212 三尖弁閉鎖症
153 難治頻回部分発作重積型急性脳炎	213 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
155 ランドウ・クレフナー症候群	215 ファロー四徴症
156 レット症候群	216 両大血管右室起始症
157 スタージ・ウェーバー症候群	217 エプスタイン病
158 結節性硬化症	218 アルポート症候群
159 色素性乾皮症	219 ギャロウェイ・モワト症候群
160 先天性魚鱗癬	220 急速進行性糸球体腎炎
161 家族性良性慢性天疱瘡	221 抗糸球体基底膜腎炎
162 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）	222 一次性ネフローゼ症候群
163 特発性後天性全身性無汗症	223 一次性膜性増殖性糸球体腎炎
164 眼皮膚白皮症	224 紫斑病性腎炎
165 肥厚性皮膚骨膜炎	225 先天性腎性尿崩症
166 弾性線維性仮性黄色腫	226 間質性膀胱炎（ハンナ型）
167 マルフアン症候群/ロイス・ディーツ症候群	227 オスラー病
168 エーラス・ダンロス症候群	228 閉塞性細気管支炎
169 メンケス病	229 肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
170 オクシピタル・ホーン症候群	230 肺胞低換気症候群
171 ウィルソン病	231 $\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症
172 低ホスファターゼ症	232 カーニー複合
173 V A T E R 症候群	233 ウォルフラム症候群
174 那須・ハコラ病	234 ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く）
175 ウィーバー症候群	235 副甲状腺機能低下症
176 コフィン・ローリー症候群	236 偽性副甲状腺機能低下症
177 ジュベール症候群	237 副腎皮質刺激ホルモン不応症
178 モワット・ウィルソン症候群	238 ビタミン D 抵抗性くる病／骨軟化症
179 ウィリアムズ症候群	239 ビタミン D 依存性くる病／骨軟化症
180 A T R - X 症候群	240 フェニルケトン尿症

「 指 定 難 病 」 対 象 疾 患	
241 高チロシン血症 1 型	301 黄斑ジストロフィー
242 高チロシン血症 2 型	302 レーベル遺伝性視神経症
243 高チロシン血症 3 型	303 アッシャー症候群
244 メーブルシロップ尿症	304 若年発症型両側性感音難聴
245 プロピオン酸血症	305 遅発性内リンパ水腫
246 メチルマロン酸血症	306 好酸球性副鼻腔炎
247 イソ吉草酸血症	307 カナバン病
248 グルコーストランスポーター1 欠損症	308 進行性白質脳症
249 グルタル酸血症 1 型	309 進行性ミオクロームスてんかん
250 グルタル酸血症 2 型	310 先天異常症候群
251 尿素サイクル異常症	311 先天性三尖弁狭窄症
252 リジン尿性蛋白不耐症	312 先天性僧帽弁狭窄症
253 先天性葉酸吸収不全	313 先天性肺静脈狭窄症
254 ポルフィリン症	314 左肺動脈右肺動脈起始症
255 複合カルボキシラーゼ欠損症	315 ネルバテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX 1 B 関連腎症
256 筋型糖原病	316 カルニチン回路異常症
257 肝型糖原病	317 三頭酵素欠損症
258 ガラクトース1ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	318 シトリン欠損症
259 レチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	319 セピアブテリン還元酵素（S R）欠損症
260 シトステロール血症	320 先天性ガリコルホスフィジルイノリトール（GPI）欠損症
261 タンジール病	321 非ケトosis型高グリシン血症
262 原発性高カイロミクロン血症	322 β -ケトチオラーゼ欠損症
263 脳腱黄色腫症	323 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
264 無 β リポタンパク血症	324 メチルグルタコン酸尿症
265 脂肪萎縮症	325 遺伝性自己炎症疾患
266 家族性地中海熱	326 大理石骨症
267 高IgD 症候群	327 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
268 中條・西村症候群	328 前眼部形成異常
269 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	329 無虹彩症
270 慢性再発性多発性骨髄炎	330 先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
271 強直性脊椎炎	331 特発性中心性キャスルマン病
272 進行性骨化性線維異形成症	332 膠様滴状角膜ジストロフィー
273 肋骨異常を伴う先天性側弯症	333 ハッチンソン・ギルフォード症候群
274 骨形成不全症	334 脳クレアチン欠乏症候群
275 タナトフォリック骨異形成症	335 ネフロン癆
276 軟骨無形成症	336 家族性低 β リポタンパク血症 1（ホモ接合体）
277 リンパ管腫症／ゴーハム病	337 ホモシスチン尿症
278 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	338 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
279 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	339 MECP 2 重複症候群
280 巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	340 線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）
281 クリップル・トレノネー・ウェーバー症候群	341 TRPV 4 異常症
282 先天性赤血球形成異常性貧血	342 LMNB 1 関連大脳白質脳症
283 後天性赤芽球癆	343 PURA 関連神経発達異常症
284 ダイアモンド・ブラックファン貧血	344 極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
285 ファンconi 貧血	345 乳児発症 STING 関連血管炎
286 遺伝性鉄芽球性貧血	346 原発性肝外門脈閉塞症
287 エプスタイン症候群	347 出血性線溶異常症
288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	348 ロウ症候群
289 クロンカイト・カナダ症候群	
290 非特異性多発性小腸潰瘍症	
291 ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	
292 総排泄腔外反症	
293 総排泄腔遺残	
294 先天性横隔膜ヘルニア	
295 乳幼児肝巨大血管腫	
296 胆道閉鎖症	
297 アラジール症候群	
298 遺伝性脾炎	
299 嚢胞性線維症	
300 IgG4 関連疾患	

(5) 発達障害者（児）

広島県の発達障害者（児）数は明らかになっていませんが、文部科学省が令和4年（2022）年1月から2月にかけて実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、全国の公立小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、学習や行動に困難のある発達障害の可能性のある児童生徒の割合（推定値）は8.8%という結果が出ています。

一方、厚生労働省が令和2年10月に全国の病院及び診療所を利用した患者を対象として実施した「患者調査」（令和4年6月公表）の結果では、医療機関を継続的に受療している発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定する発達障害の総患者数は約59万人となっています。

また、同省が平成28年に実施した「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」では、医師から発達障害と診断された者の数（推計値）は、48万1,000人という結果が出ています。

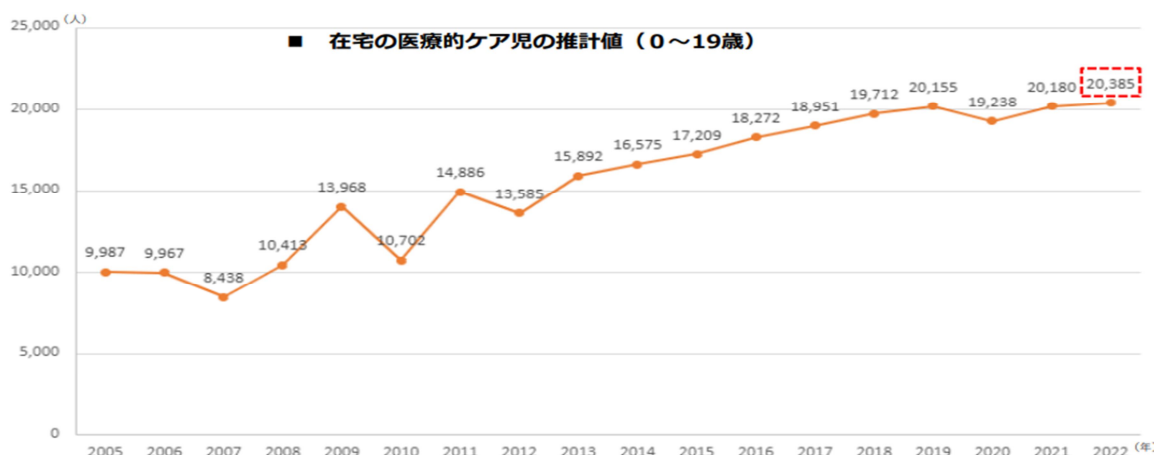
(6) 医療的ケア児

医療的ケア児とは、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）に在籍するもの）」（※）のことであり、医療技術の進歩に伴って増加していると推計されており、その実態も多様化しています。

厚生労働省の推計では、在宅の医療的ケア児数は、令和4年度には全国で約20,000人と推計されており、平成17年度の約10,000人から、16年間で約2倍の数に増加しています。

また、同推計では、平成28年10月1日現在の本県の医療的ケア児数は422人と推計されているところ、令和3年度に県が実施した「医療的ケア児及びその家族の生活状況や支援ニーズに関する調査」の結果からは、県内の在宅の医療的ケア児数は499人であることが確認されました。

※ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」第2条の定義による。同様に、医療的ケアは「人工呼吸器による管理、喀痰吸引その他の医療行為」と定義されている。



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）によりこども家庭庁支援局障害児支援課で作成）

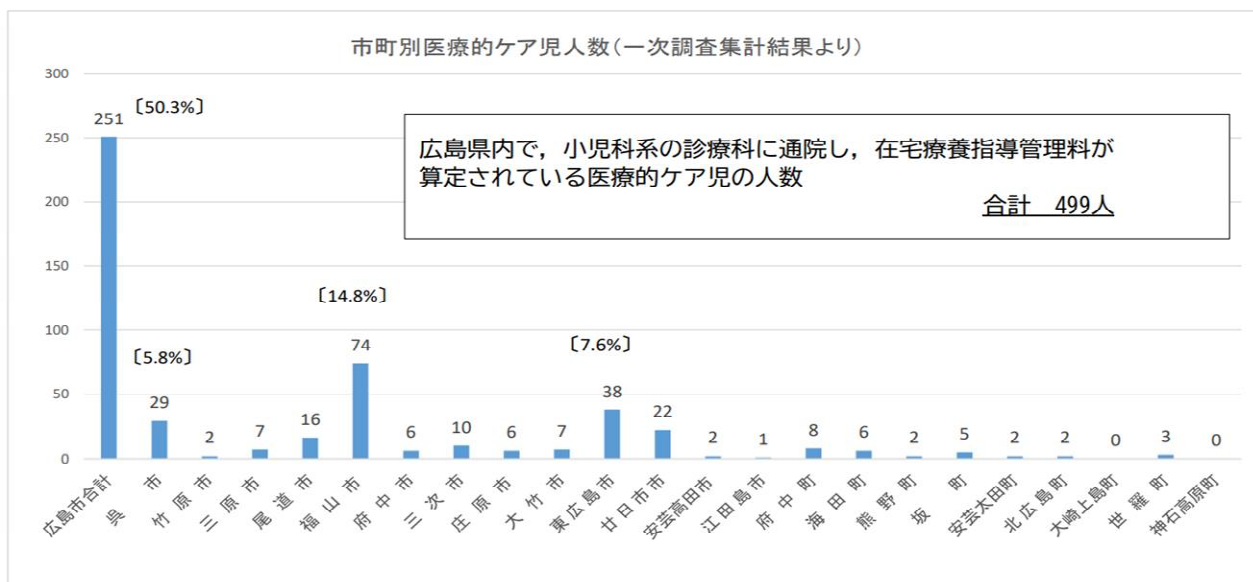
都道府県別の医療的ケア児数(推計値)及び、総人口並びに20歳未満人口1万人あたりの値
(平成28年10月1日現在、総務省人口推計を使用)

番号	都道府県	人口 (千人)	20歳未満 人口(千人)	医療的ケア児 推計値	医療的ケア児 1万人あたり	医療的ケア児 20歳未満1万人
0	全国	126,933	21,820	17,058	1,344	7,818
1	北海道	5,352	837	615	1,148	7,343
2	青森県	1,293	207	101	0,783	4,891
3	岩手県	1,268	207	130	1,022	6,260
4	宮城県	2,330	399	374	1,604	9,365
5	秋田県	1,010	147	97	0,962	6,610
6	山形県	1,113	184	105	0,946	5,725
7	福島県	1,901	319	199	1,049	6,249
8	茨城県	2,905	504	402	1,382	7,968
9	栃木県	1,966	343	275	1,400	8,022
10	群馬県	1,967	344	265	1,348	7,706
11	埼玉県	7,289	1,257	664	0,911	5,280
12	千葉県	6,236	1,053	758	1,215	7,195
13	東京都	13,624	2,093	2,140	1,571	10,225
14	神奈川県	9,145	1,564	1,094	1,196	6,992
15	新潟県	2,286	379	262	1,145	6,906
16	富山県	1,061	177	115	1,087	6,516
17	石川県	1,151	204	148	1,283	7,239
18	福井県	782	143	100	1,278	6,987
19	山梨県	830	144	90	1,082	6,238
20	長野県	2,088	367	311	1,490	8,476
21	岐阜県	2,022	367	263	1,301	7,166
22	静岡県	3,688	647	559	1,516	8,639
23	愛知県	7,507	1,398	1,044	1,391	7,468
24	三重県	1,808	321	171	0,943	5,312
25	滋賀県	1,413	276	270	1,911	9,783
26	京都府	2,605	439	295	1,131	6,712
27	大阪府	8,833	1,514	1,380	1,562	9,115
28	兵庫県	5,520	975	809	1,465	8,294
29	奈良県	1,356	237	166	1,227	7,018
30	和歌山県	954	162	108	1,130	6,656
31	鳥取県	570	100	124	2,180	12,425
32	島根県	690	119	73	1,063	6,162
33	岡山県	1,915	343	345	1,799	10,044
34	広島県	2,837	509	422	1,487	8,287
35	山口県	1,394	233	131	0,943	5,640
36	徳島県	750	121	67	0,889	5,510
37	香川県	972	169	99	1,014	5,833
38	愛媛県	1,375	232	193	1,406	8,333
39	高知県	721	115	79	1,097	6,877
40	福岡県	5,104	926	796	1,560	8,598
41	佐賀県	828	157	99	1,200	6,327
42	長崎県	1,367	242	169	1,233	6,966
43	熊本県	1,774	325	264	1,487	8,115
44	大分県	1,160	199	142	1,221	7,119
45	宮崎県	1,096	201	185	1,684	9,183
46	鹿児島県	1,637	297	244	1,492	8,224
47	沖縄県	1,439	331	320	2,222	9,660

※1 平成29年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」報告書より抜粋

※2 医療機関所在地からの集計結果のため、患者の住所地とは異なる場合もあることに留意

〔令和3年度 広島県「医療的ケア児及びその家族の生活状況や支援ニーズに関する調査」結果〕



出典：広島県ホームページ「令和3年度医療的ケア児及びその家族の生活状況及び支援ニーズに係る調査結果」より抜粋

2 相談

県、市町、障害者団体等において、障害のある人やその家族のさまざまな問題や公的サービスの利用に係る相談、情報提供などを行っています。

主な相談窓口

相談窓口	業 務 内 容
市・町福祉事務所	障害のある人の相談に応じ、必要な援助を行っています。
県厚生環境事務所	障害のある人の相談に応じています。
県子ども家庭センター (児童相談所)	18歳未満の児童の問題について相談に応じています。 児童福祉施設への入所手続きを行っています。(ただし、児童発達支援センターへの通園の手続きは市町) また、知的障害のある児童の療育手帳の判定と交付を行っています。 なお、広島市には広島市児童相談所が設置されています。
(知的障害者更生相談所)	18歳以上の知的障害のある人について相談に応じています。 また、18歳以上の知的障害のある人の療育手帳の判定と交付を行っています。 なお、広島市には広島市知的障害者更生相談所が設置されています。
身体障害者更生相談所	身体に障害のある人の自立と社会参加をすすめるために、医師、看護師、保健師、作業療法士、身体障害者福祉司、ろうあ者専門相談員などによる専門的な相談指導、補装具・自立支援医療(更生医療)の給付等の医学判定等を行っています。 なお、広島市には広島市身体障害者更生相談所が設置されています。
精神保健福祉センター	県及び広島市に設置され、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、支援者への人材育成並びに複雑困難な相談支援、保健所・市町等の関係機関に対する技術支援を行っています。精神障害者保健福祉手帳交付の際の判定事務や自立支援医療(精神通院医療)の支給認定も行っています。
保健所・保健センター	保健所は、県、広島市、福山市及び呉市に、保健センターは広島市各区及び市町に設置され、精神保健及び精神障害者福祉など、様々な地域保健福祉活動を行っています。
市町相談支援事業所	障害のある人からのさまざまな相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング等を総合的に実施しています。
障害児等療育支援事業所	在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談、施設支援などを行っています。
発達障害者支援センター	発達障害のある人の日常生活での気づきや悩みに対する相談に応じ、福祉サービス情報の提供や関係機関への紹介を行っています。
広島県医療的ケア児支援センター	医療的ケア児とその家族が抱える様々な悩みや困りごとなどの相談を受け付け、必要に応じて、適切な支援につながるよう、市町や医療、保健、福祉、教育、保育等の関係機関と連携した対応を行うほか、医療的ケア児とその家族の支援に関する積極的な情報発信を行います。 また、情報の集約点として、優良事例の展開や支援に係るノウハウの提供等、体制が十分に整備されていない市町や地域の医療的ケア児等コーディネーターの実施する支援をサポートします。 (同センターの詳細及び連絡先等については、27ページ参照)

相談窓口	業 務 内 容
障 害 者 就 業 ・ 生 活 支 援 セ ン タ ー	障害のある人の職業的自立を実現するために、公共職業安定所(ハローワーク)などの関係機関と連携して、就労相談、適性評価、職場開拓及び定着支援を行っています。
指定一般相談支援事業所	基本相談支援に加え、障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害のある人が地域生活へ移行するための支援を行います。また、居宅において単身で生活している障害のある人の常時の連絡体制の確保や緊急時の支援を行っています。
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	基本相談支援に加え、障害福祉サービス等を申請した障害者(児)について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行っています。
広 島 県 障 害 者 権 利 擁 護 セ ン タ ー	使用者(障害者を雇用する事業主等)による障害者虐待(疑いのある場合を含む)を発見した人からの通報又は虐待を受けている障害者本人からの届出を受け、事実確認などの対応を行います。また、障害者及び養護者支援に関する相談対応、相談機関の紹介を行っています。
市町障害者虐待防止担当課 市町障害者虐待防止センター	養護者(親、親族、同居人等)、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待(疑いのある場合を含む)を発見した人からの通報又は虐待を受けている障害者本人からの届出を受け、事実確認などの対応を行います。また、養護者による障害者虐待の防止などについての相談、指導及び助言を行っています。
障害者差別解消法に基づく 相 談 窓 口	障害のある人に正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限したり、合理的な配慮が提供されない場合に、障害者本人や家族などからの相談に応じるとともに、相談事例の紛争の防止又は解決を図るために関係機関との連絡、調整などを行っています。

相談の窓口

(1) 市・町福祉事務所及び県厚生環境事務所

市・町福祉事務所、県厚生環境事務所では、障害のある人のいろいろな問題について、相談に応じたり必要な援助を行っています。

◆市・町福祉事務所

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
広島市	中	730-8565 広島市中区大手町四丁目 1-1	082-504-2588	082-504-2175
	東	732-8510 " 東区東蟹屋町 9-34	082-568-7734	082-568-7781
	南	734-8523 " 南区皆実町一丁目 4-46	082-250-4132	082-254-9184
	西	733-8535 " 西区福島町二丁目 24-1	082-294-6346	082-294-6311
	安佐南	731-0194 " 安佐南区中須一丁目 38-13	082-831-4946	082-870-2255
	安佐北	731-0221 " 安佐北区可部三丁目 19-22	082-819-0608	082-819-0602
	安芸	736-8555 " 安芸区船越南三丁目 2-16	082-821-2816	082-821-2832
	佐伯	731-5195 " 佐伯区海老園一丁目 4-5	082-943-9769	082-923-1611
呉市	737-8501	呉市中央四丁目 1-6	0823-25-3135	0823-25-2522
竹原市	725-8666	竹原市中央五丁目 6-28	0846-22-2276	0846-23-0140
三原市	723-8601	三原市港町三丁目 5-1	0848-67-6060	0848-64-2130
尾道市	722-8501	尾道市久保一丁目 15-1	0848-38-9125	0848-38-9206
福山市	720-8501	福山市東桜町 3-5	084-928-1208	084-928-1730
府中市	726-8601	府中市府川町 315	0847-44-9149	0847-45-5522
三次市	728-8501	三次市十日市中二丁目 8-1	0824-65-2051	0824-62-6285
庄原市	727-8501	庄原市中本町一丁目 10-1	0824-73-1210	0824-75-0245
大竹市	739-0692	大竹市小方一丁目 11-1	0827-59-2146	0827-57-7185
東広島市	739-8601	東広島市西条栄町 8-29	082-420-0180	082-420-0181
廿日市市	738-8512	廿日市市新宮一丁目 13-1	0829-30-9152	0829-20-1611
安芸高田市	731-0592	安芸高田市吉田町吉田 791	0826-42-5615	0826-42-2130
江田島市	737-2297	江田島市大柿町大原 505	0823-43-1638	0823-57-4432
府中町	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目 5-1	082-286-3161	082-283-5775
海田町	736-8601	安芸郡海田町南昭和町 14-17	082-823-9207	082-823-9627
熊野町	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目 1-1	082-820-5635	082-854-8009
坂町	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1-1	082-820-1505	082-820-1521
安芸太田町	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿河内 236	0826-25-0250	0826-22-0686
北広島町	731-1595	山県郡北広島町有田 1234	0826-72-7352	0826-72-5242
大崎上島町	725-0401	豊田郡大崎上島町木江 4968	0846-62-0301	0846-62-0304
世羅町	722-1192	世羅郡世羅町大字本郷 947	0847-25-0072	0847-25-0070
神石高原町	720-1522	神石郡神石高原町小島 1701	0847-89-3335	0847-85-3394

◆県厚生環境事務所

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
西部厚生	738-0004	廿日市市桜尾二丁目 2-68	0829-32-1181	0829-32-0640
広島支所	730-0011	広島市中区基町 10-52	082-228-2111	082-511-8707
呉支所	737-0811	呉市西中央一丁目 3-25	0823-22-5400	0823-22-5994
西部東厚生	739-0014	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911	082-422-4161
東部厚生	722-0002	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011	0848-25-2461
福山支所	720-8511	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311	084-928-7882
北部厚生	728-0013	三次市十日市東四丁目 6-1	0824-63-5181	0824-63-5190

(2) 児童相談所（こども家庭センター）

18歳未満の児童の問題について相談に応じています。児童福祉施設への入所手続きを行っています。（ただし、児童発達支援センターへの通園の手続きは市町。）また、知的障害のある児童の療育手帳の判定と交付を行っています。なお、広島市には広島市児童相談所が設置されています。

◆県こども家庭センター

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
西部こども家庭センター	734-0003	広島市南区宇品東四丁目 1-26	082-254-0381	082-256-5520
西部こども家庭センター 東広島支所	739-0133	東広島市八本松町米満 198-1	082-426-5650	082-428-8202
東部こども家庭センター	720-0838	福山市瀬戸町山北 291-1	084-951-2340	084-951-2379
東部こども家庭センター 三原支所	723-0015	三原市円一町二丁目 4-1	0848-36-6711	0848-36-6714
北部こども家庭センター	728-0013	三次市十日市東四丁目 6-1	0824-63-5181	0824-63-9743

《こども家庭センター担当地域》

相談機関名	担当地域
西部こども家庭センター	呉市・大竹市・廿日市市・江田島市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町
西部こども家庭センター 東広島支所	竹原市・東広島市・大崎上島町
東部こども家庭センター	福山市・府中市・神石高原町
東部こども家庭センター 三原支所	三原市・尾道市・世羅町
北部こども家庭センター	三次市・庄原市・安芸高田市

各「県こども家庭センター」は、児童相談、知的障害者更生相談、女性相談及び配偶者暴力相談の機能を有しています。

◆広島市児童相談所

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
広島市児童相談所	732-0052	広島市東区光町二丁目 15-55	082-263-0694	082-263-0705

(3) 知的障害者更生相談所（県こども家庭センター）

18歳以上の知的障害のある人についての相談に応じています。
また、18歳以上の知的障害のある人の療育手帳の判定と交付を行っています。

◆県こども家庭センター

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
西部こども家庭センター	734-0003	広島市南区宇品東四丁目 1-26	082-254-0381	082-256-5520
西部こども家庭センター 東広島支所	739-0133	東広島市八本松町米満 198-1	082-426-5650	082-428-8202
東部こども家庭センター	720-0838	福山市瀬戸町山北 291-1	084-951-2340	084-951-2379
東部こども家庭センター 三原支所	723-0015	三原市円一町二丁目 4-1	0848-36-6711	0848-36-6714
北部こども家庭センター	728-0013	三次市十日市東四丁目 6-1	0824-63-5181	0824-63-9743

各「県こども家庭センター」は、児童相談、知的障害者更生相談、女性相談及び配偶者暴力相談の機能を有しています。

※担当地域は、(2) 児童相談所（県こども家庭センター）と同様です。

◆広島市知的障害者更生相談所

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
広島市知的障害者 更生相談所	732-0052	広島市東区光町二丁目 15-55	082-263-3695	082-263-0705

(4) 身体障害者更生相談所

身体障害者更生相談所では、身体に障害のある人の自立と社会参加をすすめるために、医師、看護師、保健師、作業療法士、身体障害者福祉司、ろうあ者専門相談員などによる専門的な相談指導、補装具・自立支援医療（更生医療）の給付等の医学判定等を行っています。

◆県立身体障害者更生相談所

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
広島県立身体障害者 更生相談所	739-0036	東広島市西条町田口 295-3 (広島県立総合リハビリテーションセンター内)	082-425-1455 (代)	082-425-1634

◆県立身体障害者更生相談所の定期相談会等

県立身体障害者更生相談所では、次のとおり専門の医師等による無料相談会を開設しています。
相談のある人は、住所地の市町に相談してください。

○視覚障害に関する相談

所在地	開設日	受付時間
広島県福山庁舎第3庁舎 5階 (福山市三吉町一丁目 1-1)	7・11・3 月(義眼相談のみ) 第一木曜日	10:00～12:00

○聴覚障害に関する相談

所在地	開設日	受付時間	判定開始時間
スポーツ交流センターおりづる 2階 (東広島市西条町田口 295-3)	6・9・12・3 月 第一金曜日	13:00～13:45	14:00～
すこやかセンターくれ 2階 (呉市和庄一丁目 2-13)	5・7・9・11・1 月 第三水曜日 3 月	13:00～13:45	14:00～
三原市総合保健福祉センター 4 階 (サン・シープラザ) (三原市城町 1-2-1)	6・10・2 月 第一水曜日	12:30～13:15	13:30～
三原市役所 3 階 (三原市港町三丁目 5-1)	2 月 第一水曜日	12:30～13:15	13:30～
尾道市人権文化センター 3 階 (尾道市防地町 26-24)	4・8・12 月 第二水曜日	13:00～13:45	14:00～
廿日市市総合健康福祉センター (山崎本社みんなのあいプラザ) 2 階 (廿日市市新宮一丁目 13-1)	7・11・3 月 第一水曜日	13:00～13:45	14:00～
広島県福山庁舎第3庁舎 5階 (福山市三吉町一丁目 1-1)	4・6・7・8・10・11・ 12・2・3 月 第一木曜日	13:00～13:45	14:00～
広島県三次庁舎第3庁舎 2 階 (三次市十日市東四丁目 6-1)	4・6・8・10・12・2 月 第三火曜日	13:00～13:45	14:00～

※補聴器に関する相談及び医学的判定：市町へ事前に申請してください。

○肢体障害に関する相談

所在地	開設日	受付時間	判定開始時間
広島県立総合リハビリテーションセンター 1階 (東広島市西条町田口 295-3)	4・6・8・10・12・2・3月 第一・三月曜日	13:00～13:45	14:00～
	7・9月 第一月曜日		
	5・11・1月 第三月曜日		
すこやかセンターくれ 2階 (呉市和庄一丁目 2-13)	4・6・8・10・12・2月 第三水曜日	9:30～10:00	10:15～
三原市総合保健福祉センター 4階 (サン・シープラザ) (三原市城町 1-2-1)	6・10・2月 第四木曜日	13:00～13:45	14:00～
尾道市人権文化センター 3階 (尾道市防地町 26-24)	5・7・1・3月 第四金曜日	13:00～13:45	14:00～
	11月 21日(金) 第三金曜日		
尾道市総合福祉センター 2階 (尾道市門田町 22-5)	9月 19日(金) 第三金曜日	13:00～13:45	14:00～
廿日市市総合健康福祉センター (山崎本社みんなのあいプラザ) 2階 (廿日市市新宮1丁目 13-1)	5・7・9・11・1・3月 第二金曜日	13:00～13:45	14:00～
広島県福山庁舎第3庁舎 8階 (福山市三吉町一丁目 1-1)	4・5・6・7・8・10・11・12・1・2・3月 第四火曜日	13:00～13:45	14:00～
	9月 第五火曜日		
広島県三次庁舎第3庁舎 1階 (三次市十日市東四丁目 6-1)	5・7・9・11・1・3月 第三火曜日	13:00～13:45	14:00～
ひまわりプラザ 3階 (安芸郡海田町南つくも町 11-16)	6・10・12月・2月 第二金曜日	13:00～13:45	14:00～
北広島町役場 (山県郡北広島町有田 1234)	7月 4日(金)	10:00～10:30	10:30～
	11月 7日(金)		
安芸高田市民文化センター クリスタルアージュ (安芸高田市吉田町吉田 761)	7月 4日(金)	13:00～13:30	13:30～
	11月 7日(金)		

※車椅子、義肢、装具等に関する相談及び医学的判定：市町へ事前に申請してください。

◆広島市身体障害者更生相談所

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
広島市身体障害者更生相談所	731-3168	広島市安佐南区伴南一丁目 39-1	082-849-2802	082-554-2141

◆広島市身体障害者更生相談所の相談

相談日 月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8 月 6 日、年末・年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除きます。

◆広島市身体障害者更生相談所の判定

○肢体不自由に関する判定

所在地	開設日	対象者
広島市安佐南区伴南一丁目 39-1 広島市総合リハビリテーションセンター内	毎週水曜日	原則として広島市内にお住まいの「肢体に障害のある方」に限ります。

※福祉事務所（各区厚生部福祉課）の紹介（依頼）が必要ですが、状況に応じて直接相談を受ける場合もあります。事前に予約してください。

○聴覚に関する判定

所在地	開設日	対象者
広島市安佐南区伴南一丁目 39-1 広島市総合リハビリテーションセンター内	金曜日（第 1 週） 木曜日（第 2～4 週）	原則として広島市内にお住まいの「聴覚に障害のある方」に限ります。

※福祉事務所（各区厚生部福祉課）の紹介（依頼）が必要ですが、状況に応じて直接相談を受ける場合もあります。事前に予約してください。

(5) 精神保健福祉センター・保健所等

精神保健福祉センター・保健所等では、地域における精神保健福祉の向上を図るため、医師、保健師、精神保健福祉相談員等が、こころの悩みに関する相談に応じています。

面接相談を希望する人は、あらかじめ電話で相談日時・場所等を確認してください。

◆精神保健福祉センター

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	所管区域
県立総合精神保健福祉センター	731-4311	安芸郡坂町北新地二丁目 3-77	082-884-1051	082-885-3447	広島市以外
広島市精神保健福祉センター	730-0043	広島市中区富士見町 11-27	082-245-7731	082-245-9674	広島市

◆保健所・保健センター

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	所管区域
西部保健所	738-0004	廿日市市桜尾二丁目 2-68	0829-32-1181	0829-32-3244	大竹市、廿日市市
西部保健所広島支所	730-0011	広島市中区基町 10-52	082-513-5521	082-511-8707	安芸高田市、安芸郡、山県郡
西部保健所呉支所	737-0811	呉市西中央一丁目 3-25	0823-22-5400	0823-22-5994	江田島市
西部東保健所	739-0014	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911	082-422-5048	竹原市、東広島市、豊田郡
東部保健所	722-0002	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011	0848-25-2463	三原市、尾道市、世羅郡
東部保健所福山支所	720-8511	福山市三吉町一丁目 1-1	084-921-1311	084-928-7882	府中市、神石郡
北部保健所	728-0013	三次市十日市東四丁目 6-1	0824-63-5181	0824-63-5190	三次市、庄原市
広島市中保健センター	730-8565	広島市中区大手町四丁目 1-1	082-504-2109	082-504-2175	広島市中区
広島市東保健センター	732-8510	広島市東区東蟹屋町 9-34	082-568-7735	082-568-7790	広島市東区
広島市南保健センター	734-8523	広島市南区皆実町一丁目 4-46	082-250-4133	082-254-4030	広島市南区
広島市西保健センター	733-8535	広島市西区福島町二丁目 24-1	082-294-6384	082-294-6113	広島市西区
広島市安佐南保健センター	731-0194	広島市安佐南区中須一丁目 38-13	082-831-4944	082-870-2255	広島市安佐南区
広島市安佐北保健センター	731-0221	広島市安佐北区可部三丁目 19-22	082-819-0616	082-819-0602	広島市安佐北区
広島市安芸保健センター	736-8555	広島市安芸区船越南三丁目 2-16	082-821-2820	082-821-2832	広島市安芸区
広島市佐伯保健センター	731-5195	広島市佐伯区海老園一丁目 4-5	082-943-9733	082-923-1611	広島市佐伯区
呉市保健所西保健センター	737-0041	呉市和庄一丁目 2-13	0823-25-3542	0823-25-3888	呉市
呉市保健所東保健センター	737-0112	呉市広古新開二丁目 1-3	0823-71-9176	0823-74-3309	呉市
福山市保健所	720-8512	福山市三吉町南二丁目 11-22	084-928-3421	084-928-1143	福山市

市町

市町担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX 番号
竹原市健康こども未来課	725-0026	竹原市中央三丁目 14-1	0846-22-4699	0846-22-7158
三原市保健福祉課	723-8601	三原市港町三丁目 5-1	0848-67-6053	0848-64-2130
尾道市健康推進課	722-0017	尾道市門田町 22-5	0848-24-1962	0848-24-1966
府中市健康推進課	726-0011	府中市広谷町 919-3	0847-47-1310	0847-47-1320
三次市健康推進課	728-8501	三次市十日市中二丁目 8-1	0824-62-6257	0824-62-6382
庄原市保健医療課	727-8501	庄原市中本町一丁目 10-1	0824-73-1255	0824-75-0195
大竹市福祉課	739-0692	大竹市小方一丁目 11-1	0827-59-2146	0827-57-7130
東広島市医療保健課	739-8601	東広島市西条栄町 8-29	082-420-0936	082-422-2416
廿日市市障害福祉課	738-8512	廿日市市新宮一丁目 13-1	0829-30-9128	0829-20-1611
安芸高田市健康長寿課	731-0592	安芸高田市吉田町吉田 791	0826-42-5633	0826-47-1282
江田島市保健医療課	737-2297	江田島市大柿町大原 505	0823-43-1639	0823-57-4432
府中町健康推進課	735-0023	安芸郡府中町浜田本町 5-25	082-286-3255	082-286-3262
海田町健康づくり推進課	736-8601	安芸郡海田町南昭和町 14-17	082-823-4418	082-823-0020
熊野町健康推進課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目 1-1	082-820-5637	082-854-8009
坂町立保健センター	731-4314	安芸郡坂町坂西一丁目 18-14	082-885-3131	082-820-1595
安芸太田町健康福祉課	731-3622	山県郡安芸太田町下殿河内 236	0826-22-0196	0826-22-0686
北広島町町民保健課	731-1595	山県郡北広島町有田 1234	0826-72-7353	0826-72-5242
大崎上島町保健衛生課	725-0401	豊田郡大崎上島町木江 4968	0846-62-0303	0846-62-0304
世羅町健康保険課	722-1192	世羅郡世羅町大字本郷 947	0847-25-0134	0847-25-0070
神石高原町健康衛生課	720-1522	神石郡神石高原町小畠 1701	0847-89-3366	0847-85-3541

(6) 市町相談支援事業

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行っています。

市町名	担当課	拠点別	相談窓口	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号
広島市	障害自立支援課	障害の種別は問わない	広島市中区障害者相談支援事業所	730-0802	広島市中区本川町二丁目 6-11 4階	082-234-2422 082-234-2411
			広島市中区障害者基幹相談支援センター	730-0823	広島市中区吉島西二丁目 3-20	082-298-5575 082-545-8801
			広島市東区障害者相談支援事業所	732-0034	広島市東区温品町字森垣内 510-1	082-562-2802 082-289-6085
			広島市東区障害者基幹相談支援センター	732-0013	広島市東区戸坂南一丁目 27-2	082-573-0140 082-229-7008
			広島市南区障害者相談支援事業所	732-0804	広島市南区西蟹屋一丁目 1-48	082-298-6232 082-567-0818
			広島市南区障害者基幹相談支援センター	734-0001	広島市南区出汐二丁目 3-46	082-207-0636 082-207-0626
			広島市西区障害者相談支援事業所	733-0004	広島市西区打越町 17-27	082-555-1018 082-555-1018
			広島市西区障害者基幹相談支援センター	733-0864	広島市西区草津梅が台 10-1	082-270-1249 082-270-1248
			広島市安佐南区障害者基幹相談支援センター	731-0124	広島市安佐南区大町東一丁目 12-10	082-207-4338 082-831-7734
			広島市安佐北区障害者相談支援事業所	731-0221	広島市安佐北区可部三丁目 32-12	082-815-0405 082-847-2266
			広島市安佐北区障害者基幹相談支援センター	739-1742	広島市安佐北区亀崎 1-6 フジグラン高陽 2 階	082-881-1441 082-562-2424
			広島市安芸区障害者相談支援事業所	739-0323	広島市安芸区中野東四丁目 5-35	082-892-1601 082-892-3914
			広島市安芸区障害者基幹相談支援センター	739-0303	広島市安芸区瀬野二丁目 17-33	082-573-6788 082-820-3051
			広島市佐伯区障害者相談支援事業所	731-5127	広島市佐伯区五日市一丁目 5-39	082-924-5560 082-924-5560
			広島市佐伯区障害者基幹相談支援センター	731-5122	広島市佐伯区五日市町皆賀 104-27	082-924-0028 082-943-8874
		重症心身障害 拠点	広島市重症心身障害児者相談支援センター『ほっと+いけあひろしま』	731-5122	広島市佐伯区五日市町皆賀 104-27	082-943-8832 082-943-8874
呉市	障害福祉課	身体障害拠点	呉地域障害者生活支援センター	737-0051	呉市中央五丁目 12-21 呉市福祉会館 1F	0823-25-3710 0823-25-7453
		精神障害拠点	地域活動支援センターふたば	737-0143	呉市広白石四丁目 7-22	0823-76-4855 0823-76-4822
		総合的拠点	呉市障害者基幹相談支援センター (芸南支援センターくれんど内)	737-2517	呉市安浦町水尻 1 丁目 3-1	0823-69-1055 0823-69-0043
		中央・宮原・警固 屋・音戸・倉橋地 区の障害児者	まるごとネット呉中央 (サポートセンターたまご内)	737-0051	呉市中央三丁目 12-17	0823-36-5959 0823-36-2827
		昭和・天応・吉浦 地区の障害児者	まるごとネット呉西 (はーとふるスペース希望内)	737-0935	呉市焼山中央 5 丁目 11-28	0823-69-1133 0823-36-5656
		阿賀・広・郷原地 区の障害児者	まるごとネット呉東 (unica内)	737-0125	呉市広本町 3-12-34-102	0823-69-8845 0823-69-8847
		仁方・川尻・安 浦・下蒲刈・蒲 刈・豊浜・豊地 区の障害児者	まるごとネット呉安芸灘 (芸南支援センターくれんど内)	737-2517	呉市安浦町水尻 1 丁目 3-1	0823-84-5803 0823-84-4041

市町名	担当課	拠点別	相談窓口	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号
竹原市	地域支えあい推進課	身体障害拠点	竹原地域障害者生活支援センター 聖恵	729-2316	竹原市忠海中町三丁目16-1	0846-23-2450 0846-23-2451
		知的障害拠点	地域支援センターまいらいふ	725-0021	竹原市竹原町3567-1	0846-24-6556 0846-24-6558
		精神障害拠点	地域生活支援センター365	725-0012	竹原市下野町2402-1	0846-22-7655 0846-22-7656
三原市	障害者福祉課	身体障害拠点 知的障害拠点 精神障害拠点	障害者生活支援センター ドリーム キャッチャー	723-0014	三原市城町一丁目2-1 サン・シープラザ3階 三原市社会福祉協議会内	0848-63-3319 0848-63-3359
			地域生活支援センター さ・ポート	723-0017	三原市港町三丁目19-6	0848-62-1736 0848-62-1737
尾道市	社会福祉課 因島福祉課	総合的拠点	尾道市障害者サポートセンター はな・はな	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター1階	0848-29-5002 0848-29-5003
		総合的拠点	尾道市障害者サポートセンター はな・はな (因島・瀬戸田相談センター)	722-2324	尾道市因島田熊町1315-1 因島総合福祉保健センター 「はっさく交流館」内	0845-23-7020 0845-23-7030
福山市	障がい福祉課	総合的拠点	福山市障がい者基幹相談支援センター 「クローバー」	720-8512	福山市三吉町南二丁目11-22 福山すこやかセンター1階	084-973-0968 084-926-7111
府中市	福祉課	総合的拠点	府中地域障害者生活支援センター はへと&はへと	726-0011	府中市広谷町 919-3	0847-47-1201 0847-47-1202
三次市	社会福祉課	総合的拠点	三次市障害者支援センター	728-0013	三次市十日市東三丁目14-1 三次市福祉保健センター内	0824-65-1131 0824-65-1132
		知的障害拠点	子鹿障害児等療育支援事業所	728-0025	三次市栗屋町11604-1 児童発達支援センターバンビ内	0824-62-1211 0824-62-1225
庄原市	社会福祉課	総合的拠点	庄原市社会福祉課	727-8501	庄原市中本町一丁目10-1	0824-73-1210 0824-75-0245
大竹市	福祉課	総合的拠点	大竹市福祉課	739-0692	大竹市小方一丁目11-1	0827-59-2150 0827-57-7185
		身体障害拠点 知的障害拠点 精神障害拠点	障がい者相談支援センター (大竹市社会福祉協議会)	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1	0827-52-0167 0827-53-8122
		精神障害拠点	地域活動支援センターみらい (医療法人社団 知仁会)	739-0656	大竹市玖波町向田1160	0827-59-0223 0827-57-5312
東広島市	障がい福祉課	総合的拠点	東広島市子育て・障がい総合支援センター はあとふる	739-0043	東広島市西条西本町28-6 サンスクエア東広島1階	082-493-6073 082-424-3841
廿日市市	障害福祉課	総合的拠点	廿日市市障がい福祉相談センター (きらりあ)	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 (廿日市市総合健康福祉センター内)	0829-20-0224 0829-20-0225
安芸高田市	社会福祉課	総合的拠点	安芸高田市障害者基幹相談支援センター	731-0521	安芸高田市吉田町常友 1564-2	0826-47-1080 0826-47-1061
		身体障害拠点 知的障害拠点 精神障害拠点	相談支援事業所もやい	739-1203	安芸高田市向原町長田1843	0826-46-5760 0826-46-4355
			清風会つぼみ	731-0511	安芸高田市吉田町竹原920	0826-47-2092 0826-43-2662
江田島市	社会福祉課	総合的拠点	江田島市障害者相談支援事業所 ぱすてる	737-2302	江田島市能美町鹿川 2015-2	0823-27-8899 0823-27-7760
府中町	福祉課	総合的拠点	府中町福祉課	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5-1	082-286-3161 082-283-5775
		知的障害拠点	柏学園	735-0015	安芸郡府中町青崎東7-12	082-282-6500 082-282-4981
		身体障害拠点 知的障害拠点 精神障害拠点	なないろ作業所相談支援事業所	735-0013	安芸郡府中町浜田三丁目9-1	082-236-3437 082-285-4824

市町名	担当課	拠点別	相談窓口	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号
府中町	福祉課	総合的拠点	基幹相談支援センター WINDえのみや	735-0006	安芸郡府中町本町三丁目 11-9 榮会館	082-258-5450 082-258-5450
海田町	社会福祉課	総合的拠点	海田町社会福祉課	736-8601	安芸郡海田町南昭和町14-17	082-823-9207 082-823-9627
			海田町障がい者基幹相談支援センター	736-0045	安芸郡海田町堀川町4-12	082-573-7290 082-573-7363
		障害児拠点	柏学園	735-0015	安芸郡府中町青崎東7-12	082-282-6500 082-282-4981
熊野町	社会福祉課	身体障害拠点 知的障害拠点	熊野町社会福祉課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1	082-820-5635 082-854-8009
		精神障害拠点	熊野町健康推進課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1	082-820-5637 082-854-8009
坂町	民生課	総合的拠点	坂町民生課	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1-1	082-820-1505 082-820-1521
		精神障害拠点	保健センター	731-4314	安芸郡坂町坂西一丁目18-14	082-885-3131 082-820-1595
安芸太田町	健康福祉課	総合的拠点	安芸太田町健康福祉課	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿 河内236	(健康増進係) 0826-22-0196 (社会福祉係) 0826-25-0250 0826-22-0686
北広島町	福祉課	総合的拠点	北広島町福祉課	731-1595	山県郡北広島町有田1234	0826-72-7352 0826-72-5242
大崎上島町	福祉課	総合的拠点	大崎上島町生活サポートセンター I(あい)らんど	725-0301	豊田郡大崎上島町中野 5522-36	0846-64-4416 0846-67-5118
		身体障害拠点	竹原地域障害者生活支援センター 聖恵	729-2316	竹原市忠海中町三丁目16-1	0846-23-2450 0846-23-2451
		知的障害拠点	地域支援センターまいらいふ	725-0021	竹原市竹原町3567-1	0846-24-6556 0846-24-6558
		精神障害拠点	地域生活支援センター365	725-0012	竹原市下野町2402-1	0846-22-7655 0846-22-7656
世羅町	福祉課	総合的拠点	世羅町福祉課	722-1192	世羅郡世羅町大字本郷947	0847-25-0072 0847-25-0070
		身体障害拠点 知的障害拠点 精神障害拠点	みつば会相談支援事業所	722-1111	世羅郡世羅町大字寺町 1568-2	0847-22-3724 0847-22-4131
神石高原町	福祉課	総合的拠点 身体障害拠点 知的障害拠点 精神障害拠点	府中地域障害者生活支援センター は〜と&は〜と	726-0011	府中市広谷町 919-3	0847-47-1201 0847-47-1202

(7) 障害児等療育支援事業所

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談、施設支援などを行っています。

◆障害児等療育支援事業所（児童発達支援センター等機能強化事業）

施設名	設置主体	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号
広島市こども療育センター 地域支援室	広島市 (運営主体:(社福)広島市社会福祉事業団)	732-0052	広島市東区光町二丁目15-55	082-263-0683 082-261-0545
広島市北部こども療育センター 療育相談室	広島市 (運営主体:(社福)広島市社会福祉事業団)	731-0223	広島市安佐北区可部南五丁目8-70	082-814-5801 082-815-0541
広島市西部こども療育センター 療育相談室	広島市 (運営主体:(社福)広島市社会福祉事業団)	731-5138	広島市佐伯区海老山南二丁目2-18	082-943-6831 082-943-6865
瀬野川学園	(社福)柏学園	739-0303	広島市安芸区上瀬野南一丁目338-3	082-894-8958 082-894-0403
こども発達支援センター ひゅーるぼん	(特非)コミュニティリー ダーひゅーるぼん	731-0102	広島市安佐南区川内六丁 目28-15	082-831-6888 082-831-6889
児童発達支援センター 呉本庄つくし園	(社福)呉福祉会	737-0911	呉市焼山北三丁目21-1	0823-33-8020 0823-33-8290
デイサービスひろば	(社福)中国新聞社会 事業団	725-0021	竹原市竹原町3567番地1	0846-24-6556 (連絡先:相談支援事業所 地域支援センターまいらいふ)
児童発達支援センター あいあい	(社福)尾道さつき会	722-0215	尾道市美ノ郷町三成 1612-1	0848-40-0073 0848-48-4161
尾道発達相談・療育支援センター あづみ園	(社福)あづみの森	722-0042	尾道市久保町1811	0848-20-7887 0848-20-7886
児童発達支援センター 向島あづみ	(社福)あづみの森	722-0073	尾道市向島町7948	0848-38-1815 0848-38-1816
児童発達支援センター 「ゼノ」こばと園	(社福)「ゼノ」少年牧場	720-0311	福山市沼隈町草深1852-1	084-987-3386 084-987-3457
地域療育支援センターあしすと	(社福)創樹会	721-0954	福山市卸町11-4	084-954-5866 084-954-5866
児童発達支援センター 草笛学園	(社福)こぶしの村福祉会	720-2412	福山市加茂町字下加茂 909番地1	084-972-3950 084-972-7255
児童発達支援センター ひかり園	(社福)こぶしの村福祉会	720-0824	福山市多治米町六丁目 15-28	084-982-5860 084-982-5850
福山東児童発達支援センター	(社福)三穂の園	721-0911	福山市青葉台一丁目21番2 号	084-999-7722 084-999-7733
子鹿障害児等療育支援事業所	(社福)ともえ会	728-0025	三次市栗屋町11604-1 児童発達支援センターバンビ 内	0824-62-1211 0824-62-1225
若草園	広島県 (運営主体:(社福)広島県福祉事業団)	739-0036	東広島市西条町田口295-3	082-425-1455 082-425-1094
広島西こども発達支援センター くれよん	(社福)くさのみ福祉会	738-0036	廿日市市四季が丘11丁目 23	0829-30-8940 0829-30-8945
児童発達支援センター 柏学園	(社福)柏学園	735-0015	安芸郡府中町青崎東7-12	082-282-6500 082-282-4981

(8) 療育相談の窓口

◆広島市の療育相談所・療育相談室（診療所）

障害児等を対象として、医師など専門職員が相談・指導・診断・検査・治療・訓練を行う機関です。

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
広島市こども療育センター療育相談所	732-0052	広島市東区光町二丁目 15-55 (広島市こども療育センター内)	082-263-0683	082-261-0545
広島市北部こども療育センター療育相談室	731-0223	広島市安佐北区可部南五丁目 8-70(広島市北部こども療育センター内)	082-814-5801	082-815-0541
広島市西部こども療育センター療育相談室	731-5138	広島市佐伯区海老山南二丁目 2-18(広島市西部こども療育センター内)	082-943-6831	082-943-6865

※ 詳細はそれぞれの相談所、相談室に問い合わせてください。

※ 原則として広島市内にお住まいの18歳未満の人を対象としています。ただし、広島市長において特に認めた人はこの限りではありません。

◆こども発達支援センター

こども発達支援センターでは、就学前の発達が気になる児童及び就学前に本センターに受診歴がある小学生とその保護者に対し、相談や診察、訓練などの医療的支援を行います。

また、一定期間の支援を行い、身近な各市町内で継続的な支援が行えるよう、保育所（園）・こども園・幼稚園等と連携を図ります。

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	対象者
こども発達支援センター	720-8512	福山市三吉町南二丁目 11-22 (福山すこやかセンター内)	084-928-1351 084-925-6322	福山市を含む7市2町(※) にお住まいの児童

※ こども発達支援センターは、福山市、尾道市、三原市、府中市、竹原市、神石高原町、世羅町、笠岡市（岡山県）、井原市（岡山県）の7市2町が共同で運営しています。

※ 通っている保育所（園）、幼稚園または地域の担当保健師などへ相談のうえ、事前に予約が必要です。

※ 詳細はこども発達支援センターに問い合わせてください。

(9) 発達障害者支援センター

発達障害者支援センターでは、発達障害のある人の日常生活での気づきや悩みに対する相談に応じ、福祉サービス情報の提供や、必要に応じて医療・福祉・保育・教育・就労など関係機関への紹介などを行っています。

また、発達障害のある人を支援する人を対象に、研修会なども開催しています。

◆県発達障害者支援センター

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
広島県発達障害者支援センター	739-0001	東広島市西条町西条 414 番地 31 (サポートオフィス QUEST 内)	082-490-3455	082-427-6280

※相談は予約制です。

◆広島市発達障害者支援センター

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
広島市発達障害者支援センター	732-0052	広島市東区光町二丁目 15-55 (広島市こども療育センター内)	082-568-7328	082-261-0545

※相談は予約制です。

(10) 医療的ケア児支援センター

医療的ケア児とその家族が抱える様々な悩みや困りごとなどの相談を受け付け、必要に応じて、適切な支援につながるよう、市町や医療、保健、福祉、教育、保育等の関係機関と連携した対応を行うほか、医療的ケア児とその家族の支援に関する積極的な情報発信を行います。

また、情報の集約点として、優良事例の展開や支援に係るノウハウの提供等、体制が十分に整備されていない市町や地域の医療的ケア児等コーディネーター等の実施する支援をサポートします。

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	受付
広島県医療的ケア児支援センター	739-0036	東広島市西条町田口 295-3 広島県立総合リハビリテーションセンター(医療センター1階)	082-425-1506	082-420-2281	月～金曜日 9:00～17:00 ※祝日、年末年始除く
《相談体制》 医療的ケア児等コーディネーター：2名（うち1名は、看護師） 《対象者》 ○ 医療的ケア児とその家族 ○ 医療的ケアが必要な方の支援に携わる従事者 ○ 行政担当者 《相談支援》 ○ ・ どこに相談したらいいのかわからない。 ・ 利用可能な福祉サービスについて知りたいが、どうしたらいいかわからない。 ・ 他の子どもたちと同じように学校に通いたい。 といった様々な相談を受け付け、その内容や必要性に応じて市町や関係機関につなぎ、又は連携して対応します。 ○ 医療的ケア児やその家族への支援体制が十分に整備されていない市町や地域の医療的ケア児等コーディネーター等からの相談を受け付け、情報の集約点として、優良事例の展開や支援に係るノウハウの提供等、支援のサポートを行います。 《その他》 ○ 医療的ケア児とその家族の支援に関する有用な情報等を、積極的に発信します					

(11) 広島県精神科救急医療システム

精神疾患の急発・急変により緊急に医療を必要とする人に対して、迅速かつ適正な医療の確保を図るために、年間を通じて24時間365日体制で、精神科救急情報センターにおいて精神科救急の相談に応じるとともに、精神科救急医療施設、精神科救急医療センターにおいて診察を行っています。

○精神科救急情報センター

地区	設置運営団体名	所在地	期 間
全県	広島県精神科病院協会	広島市安芸区中野東4-11-13 (専用電話 082-892-3600) 大竹市玖波五丁目2-1 (事務局)	令和7年4月1日～令和8年3月31日

○精神科救急医療（病院群輪番型）施設

圏域	病 院 名	所 在 地	当 番 期 間
東 部	三原病院	三原市中之町6丁目31-1 (電話番号 0848-63-8877)	令和7年4月1日～4月30日 令和7年7月1日～7月31日 令和7年10月1日～10月31日 令和8年1月1日～1月31日
	小泉病院	三原市小泉町4245 (電話番号 0848-66-3355)	令和7年5月1日～5月31日 令和7年8月1日～8月31日 令和7年11月1日～11月30日 令和8年2月1日～2月28日
	福山友愛病院	福山市水呑町7302-2 (電話番号 084-956-2288)	令和7年6月1日～6月30日 令和7年9月1日～9月30日 令和7年12月1日～12月31日 令和8年3月1日～3月31日
西 部	瀬野川病院	広島市安芸区中野東4-11-13 (電話番号 082-892-1055)	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/so shiki/57/1177066104005.html 「令和7年度 西部圏域精神科 救急医療（病院群輪番型）施設輪番表」 のとおり
	こころホスピタル草津	広島市西区草津梅が台10-1 (電話番号 082-277-1001)	
東西2圏域の後方支援	賀茂精神医療センター	東広島市黒瀬町南方92 (電話番号 0823-82-3000)	令和7年4月1日～令和8年3月31日

○精神科救急医療（常時対応型）施設

地区	病 院 名	所 在 地	期 間
全県	瀬野川病院	広島市安芸区中野東4-11-13 (電話番号 082-892-1055)	令和7年4月1日～令和8年3月31日

(12) ろうあ者専門相談員

ろうあ者専門相談員は、聴覚障害者のいろいろな相談に手話等によって応じ、必要な助言、援助を行っています。現在、次の6機関に配置しています。

また、各相談員の勤務予定など簡易な問い合わせ等については、ファクシミリや電子メールでも応じています。

相談員配置機関名	FAX番号	メールアドレス
県 障 害 者 支 援 課	082-227-4805	fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp
県立身体障害者更生相談所	082-425-1634	shinsyousoudan@pref.hiroshima.lg.jp
西部厚生環境事務所呉支所	0823-22-5994	fjwkkousei@pref.hiroshima.lg.jp
東 部 厚 生 環 境 事 務 所	0848-25-2462	fjekousei@pref.hiroshima.lg.jp
東部厚生環境事務所福山支所	084-928-7882	fjefkousei@pref.hiroshima.lg.jp
北 部 厚 生 環 境 事 務 所	0824-63-4428	fjnkousei@pref.hiroshima.lg.jp

(13) ファクシミリの設置

一般電話の使用が困難な、聴覚又は音声言語機能障害者からの相談に応じるため、次の機関にファクシミリを設置しています。

相談機関名	FAX番号	相談機関名	FAX番号
西 部 厚 生 環 境 事 務 所	0829-32-0640	北 部 厚 生 環 境 事 務 所	0824-63-4428
西部厚生環境事務所呉支所	0823-22-5994	広 島 県 生 活 セ ン タ ー	082-223-6121
西 部 東 厚 生 環 境 事 務 所	082-422-4161	県立身体障害者更生相談所	082-425-1634
東 部 厚 生 環 境 事 務 所	0848-25-2462	県 障 害 者 支 援 課	082-227-4805
東部厚生環境事務所福山支所	084-928-7882		

(14) 身体障害者相談員

身体障害者相談員は、身体に障害のある人のいろいろな相談に応じ、関係機関に連絡をとり、必要な援助を行っています。

身体障害者相談員は、県内に122人（令和7（2025）年4月1日現在）配置されています。

(15) 知的障害者相談員

知的障害者相談員は、原則として知的障害者の保護者で、知的障害者の社会生活のために必要な援助を行っています。

知的障害者相談員は、県内に32人（令和7（2025）年4月1日現在）配置されています。

(16) 精神保健福祉相談員

精神保健福祉相談員は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談や精神障害者及びその家族等を訪問して必要な支援を行っています。

精神保健福祉相談員は、県内の保健所・保健センターに配置されています。

(17) 民生委員・児童委員及び主任児童委員

民生委員・児童委員及び主任児童委員は、援助を必要とする人への助言、情報提供、その他福祉に関する相談に応じ、関係機関と連携して、支援を行っています。

県内の定数は6,064人（令和7(2025)年4月1日現在）です。

(18) 進行性筋萎縮症者（児）の療養相談

進行性筋萎縮症者（児）の福祉の増進を図るため、療養方法、日常生活、更生援護等の相談に応じ、必要な指導を行っています。

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	メールアドレス
日本筋ジストロフィー協会 広島県支部	739-0313	広島市安芸区瀬野西 5-24-22	070-2684-4241	sarah210204@gmail.com

(19) 障害のある幼児児童生徒又は保護者などのための教育相談

それぞれの障害に応じた教育相談や小・中学校等への支援を行っています。(特別支援学校については、専任の教育相談主任配置校を示しています。)

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
広島県立教育センター 特別支援教育・教育相談部	739-0144	東広島市八本松南一丁目 2-1	082-428-1188	082-428-7100
広島中央特別支援学校 (主に視覚障害)	732-0009	広島市東区戸坂千足二丁目 1-4	082-229-4134	082-229-4136
広島南特別支援学校 (主に聴覚障害)	730-0822	広島市中区吉島東二丁目 10-33	082-244-0421	082-244-0423
尾道特別支援学校 (主に聴覚障害・知的障害)	722-0022	尾道市栗原町 1524	0848-22-5248	0848-22-5249
尾道特別支援学校しまなみ分校 (主に知的障害)	722-2101	尾道市因島大浜町 1517-1	0845-24-1822	0845-24-1852
広島特別支援学校 (主に肢体不自由・知的障害)	739-1743	広島市安佐北区倉掛二丁目 47-1	082-843-1811	082-843-1813
福山特別支援学校 (主に肢体不自由)	720-0841	福山市津之郷町津之郷 280-3	084-951-1513	084-951-3864
廿日市特別支援学校 (主に知的障害)	738-0034	廿日市市宮内 10877-2	0829-39-1995	0829-39-6643
福山北特別支援学校 (主に知的障害)	720-2412	福山市加茂町下加茂 7006	084-972-3040	084-972-6253
三原特別支援学校 (主に知的障害)	729-2361	三原市小泉町 10199-2	0848-66-3030	0848-66-3031
呉特別支援学校 (主に知的障害)	737-0911	呉市焼山北三丁目 22-1	0823-33-0300	0823-33-0308
呉特別支援学校江能分級 (主に知的障害)	737-2302	江田島市能美町鹿川 3406-3	0823-45-5120	0823-45-5120
庄原特別支援学校 (主に知的障害)	727-0021	庄原市三日市町 5004-44	0824-72-5111	0824-72-5088
広島北特別支援学校 (主に知的障害)	731-0212	広島市安佐北区三入東一丁目 25-1	082-818-1201	082-818-1203
沼隈特別支援学校 (主に知的障害)	720-0401	福山市沼隈町上山南 736-3	084-988-0888	084-988-0889
黒瀬特別支援学校 (主に知的障害)	739-2622	東広島市黒瀬町乃美尾 10025-1	0823-82-6733	0823-82-7850
呉南特別支援学校 (主に聴覚障害・知的障害)	737-0003	呉市阿賀中央五丁目 13-71	0823-71-8263	0823-72-7307

(20) 難病対策センター

難病に関する医療・福祉・保健等日常生活の中での悩みや不安等の相談、保健・医療・福祉サービスに関する情報提供などを行います。

種 類	対 象	相談専用 電話番号	FAX番号 メールアドレス ※共通	所 在 地	受 付
難 病 相 談 室	大人の難病	082-252-3777	082-257-1740 cidc@hiroshima- u.ac.jp	広島大学病院 臨床管理棟 (旧外来棟) 1F (広島市南区 霞一丁目 2-3)	月曜日～金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 ※祝祭日、年末年始除く
小 児 難 病 相 談 室	子どもの難病	082-256-5558			
≪費 用≫ 無料です。 ≪相談体制≫ 看護師 ≪そ の 他≫ 難病に関する相談は、県内の保健所でも受け付けています。					

(21) 難病患者ピアサポート

同じ病気を抱える患者・家族による難病に関する相談を行います。

	月	火	水	木	金	
第1週		筋無力症(全国筋無力症友の会広島県支部)		ミオパチー(筋疾患)(ミオパチーの会オリーブ)	筋萎縮性側索硬化症(日本 ALS 協会広島支部)	土曜日・日曜日・祝日は休み
第2週	心臓病(全国心臓病の子どもを守る会)	腎疾患(広島県腎友会)082-545-9741	膠原病(全国膠原病友の会広島県支部)	パーキンソン病(全国パーキンソン病友の会広島県支部)	I 型糖尿病(広島もみじの会)	
第3週	難病全般(広島難病団体連絡協議会)			難病全般(広島県難病団体連絡協議会)	筋萎縮性側索硬化症(日本 ALS 協会広島支部)	
第4週			膠原病(全国膠原病友の会広島県支部)	パーキンソン病(全国パーキンソン病友の会広島県支部)		
第5週にあたる週は休み						
相談専用電話 082-236-3186 (時間13:00~15:00)						
※来所による面談もできます。予約制ですので、事前に下記電話にお申込みください。						
《お問合せ先》 広島難病団体連絡協議会 〒734-0007 広島市南区皆実町1丁目6-29(広島県健康福祉センター3階) 電話:082-236-1981 FAX:082-236-1986 HP: http://www.hironanren.info/ MAIL: peer@hironanren.info						

(22) こころの健康相談

こころの健康に関する問題・悩み事などの相談に応じています。

名 称	相 談 内 容	電話相談	開 設 日 時
こころの電話	こころの健康に対するあらゆる問題、悩み、トラブルなどについての相談	080-8230-6037	水・土 9:00～12:00 13:00～16:30 ※祝日、12月29日 ～1月3日を除く
広島いのちの電話 ホームページアドレス https://hiroshima-ikiru.jp/	あらゆる悩み事の相談	082-221-4343	24時間受付 年中無休

(23) 福祉サービス利用援助事業（かけはし）

認知症や障害等により、1人でものごとを決めることが不安な人に対し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いをして、安心して暮らせるよう支援します。

問い合わせは、お近くの市区町社会福祉協議会までお願いします。

支援内容	利用料
○福祉サービスの利用手続きのお手伝い	1回当たり 1,500 円
○生活に必要なお金の出し入れのお手伝い	
○通帳や印鑑、大切な書類などのお預かり	1か月 2,000 円 (※広島市を除く)

※契約を結ぶまでの相談は無料です。

※生活保護受給者については、通帳等の預かりサービスのみ有料となります。

ただし、市区町社会福祉協議会によって、別途、利用料に関する規程を設けている場合があります。

※支援のために必要な実費については、ご本人の負担となります。

(24) 若年性認知症に関する相談

若年性認知症（65歳未満で発症する認知症）の人やその家族、若年性認知症の人が利用する関係機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等からの各種相談に応じています。若年性認知症の人が自分らしい生活を維持できるよう、必要な支援制度やサービスの紹介などを行います。

相談機関名	郵便番号	所 在 地	電話番号	受付
広島県若年性認知症サポートルーム	732-0816	広島市南区比治山本町12-2 (県社会福祉会館内)	082-298-1034	月～金 9:00～17:00 ※祝日、年末年始除く
○面接相談を希望される場合は、事前に電話での予約をお願いいたします。 ○メール相談（専用メールアドレス jakunen@htc.or.jp）も行っています。（メールの場合、即日返信できない場合もありますので、御了承ください。）				

(25) 福祉サービスに関する苦情解決について

福祉サービスに関する利用者の利益を保護するため、事業者は苦情解決責任者や第三者委員を設置することとされています。また広島県社会福祉協議会に、公正・中立な機関として「広島県福祉サービス運営適正化委員会」が設置されています。

福祉サービスを利用の際に、社会福祉施設・事業所に直接言いにくい、どこへ相談すればよいかわからない等お困りのことがある場合に、申し出てください。苦情をお聴きし、解決に向けて相談、助言、調査又はあっせん等により行い苦情解決を図っています。

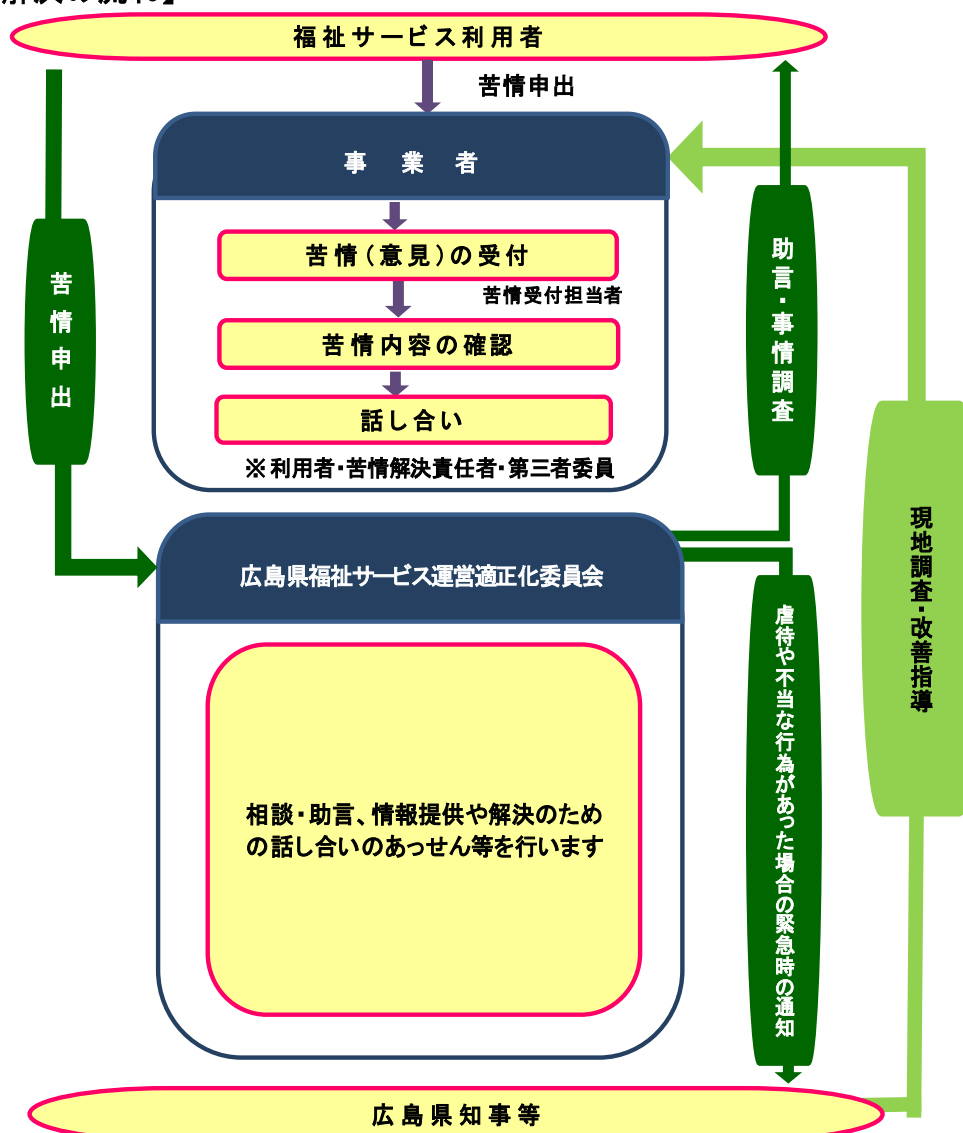
相談は無料で、電話、手紙、FAX、電子メール等により応じます。

来所による相談については、電話、メールまたはFAXにて事前にご連絡ください。

相談機関	所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス
広島県福祉サービス運営適正化委員会	〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2(県社会福祉会館内)	082-254-3419	082-569-6161	soudan@hiroshima-fukushi.net

相談の対象となる福祉サービスとは、居宅介護、就労継続支援等の障害福祉サービス事業や、保育所・放課後等デイサービス等の児童福祉事業、福祉サービス利用援助事業等の社会福祉事業（第1種、第2種）において提供されるサービスです。

【苦情解決の流れ】



(26) 地域生活定着支援センター

高齢の方や障害のある人が、矯正施設から退所した後に、自立した生活を営むことが困難な場合、保護観察所等と協働して、福祉サービス等を利用できるように援助しています。本人や関係者からの相談に応じ、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、助言や必要な支援を行っています。

機 関 名	所 在 地	電話番号	FAX番号
広島県地域生活定着支援センター	〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 (県社会福祉会館内)	082-250-0503	082-250-0504

(27) 高次脳機能センター

高次脳機能障害について治療・リハビリテーション・社会復帰までの一貫した支援を行うとともに、高次脳機能障害がある人の多様なニーズに対応するため、医療・福祉や日常生活での悩み・不安等の相談、情報提供などを行います。

相談機関名	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号	受 付
広島県高次脳機能センター	739-0036	東広島市西条町田口 295-3 広島県立総合リハビリテーションセンター(医療センター2階)	082-425-1455	082-425-1375	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～15:00 ※祝日、年末年始除く

《相談体制》 相談支援コーディネーターが対応しています。

《そ の 他》 広島県高次脳機能センターでは相談のほか、脳神経内科、リハビリテーション科専門医による診察を行っています。

診察は予約制で、あらかじめ電話予約が必要です。入院・リハビリテーションなど必要な医療の提供も行っています。

また、次の医療機関を高次脳機能地域支援センターに指定し、各地域において医療についてのご相談に対応しています。

名 称	所 在 地	担当部署	電話番号
広島市立リハビリテーション病院	広島市安佐南区伴南一丁目 39-1	医療支援室	082-848-8001
廿日市記念病院	廿日市市陽光台五丁目 12	地域医療連携室・医療相談室	0829-20-2300
呉中通病院	呉市中通一丁目 3-8	地域連携室	0823-22-2510
井野口病院	東広島市西条土与丸六丁目 1-91	地域医療連携室	082-422-3711
公立みつぎ総合病院	尾道市御調町市 124	地域ケア連携室	0848-76-1111
脳神経センター大田記念病院	福山市沖野上町三丁目 6-28	地域医療連携室	084-931-8650
福山リハビリテーション病院	福山市明神町二丁目 15-41	地域連携部	084-916-5500
三次地区医療センター	三次市十日市東三丁目 16-1	地域連携・医療相談室	0824-62-6328

【広島県高次脳機能障害サポートファイルについて】

「高次脳機能障害」とは、ケガや病気などによる脳の損傷によって、注意力や記憶力、感情のコントロールなどの能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害のことを指します。

高次脳機能障害は外見上分かりにくいいため周囲から理解されにくく、日常生活や社会生活を送る上で様々な困難が生じます。このサポートファイルは、高次脳機能障害の当事者やご家族が適切なサポートを受けることができるよう、ご自身に関する重要な情報の管理、支援者との円滑な連携に活用していただくことを目的に作成しました。

サポートファイルは高次脳機能障害の支援に必要と思われる項目を整理し、『全体支援経過表』『本人情報』『医療情報提供のお願い』『就労情報』『高次脳機能障害確認リスト』『配慮して欲しいこと』『生活の大変さ指標』から構成されています。

例えば、手帳や年金診断書作成時に生活面の困りごとを医師に伝えるとき、福祉サービスの利用や就労支援など新たな支援を受けられるときなどの参考資料として活用していただけます。また、検査結果や診断書の写しなど、大事な書類を一緒に保存されると便利です。

サポートファイルを活用することで、何度も同じことを説明する負担や、時間経過により忘れてしまったことを調べなおす負担も軽減されます。

サポートファイルの様式の詳細は次のホームページをご覧ください。

広島県高次能機能センター <https://www.rehab-hiroshima.org/kojino/doc/>

[illegible]

3 障害者総合支援法等

(1) 障害者総合支援法の概要

障害のある人に身近な市町が、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず共通の仕組みでサービスを提供し、県はこれをバックアップします。

サービスの費用は、国、県及び市町が負担し、原則、所得に応じ利用者が一部負担します。

① 障害の範囲への難病等の追加

障害者総合支援法では、障害者自立支援法からの改正に伴い、制度の谷間を埋めるべく平成25年4月から難病等が障害の範囲に加えられました（次ページに対象の疾患一覧を掲載しています）。

また、令和3年11月からは、一部追加等され対象範囲が拡大され、さらに令和7年4月1日から376に拡大されています。

② 障害の種別によらない共通のしくみ

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう、仕組みが一元化されています。

③ 身近な地域でサービスを利用できるしくみ

身近な市町が一元的にサービスを提供し、県はこれをバックアップします。

④ 働きたい方を応援するしくみ

就労支援を強化し、就労を支援するための「就労移行支援事業」などの事業が実施されています。

⑤ サービスの支給過程の透明化、明確化

支援の必要度に関する客観的な尺度の導入や審査会の意見聴取などのしくみの導入により、支給決定の過程の透明化、明確化が図られています。

⑥ サービスの費用を皆で支えるしくみ

国・県・市町が責任をもって費用負担を行うことをルール化し、サービスを利用する方も原則、所得に応じて一部負担を担い、必要なサービスを提供するしくみとなっています。

障害者総合支援法 対象疾病一覧

1	アイカルディ症候群	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	99	原発性局所多汗症
2	アイザックス症候群	51	潰瘍性大腸炎	100	原発性硬化性胆管炎
3	IsA腎症	52	下垂体前葉機能低下症	101	原発性高脂血症
4	IsG4関連疾患	53	家族性地中海熱	102	原発性側索硬化症
5	亜急性硬化性全脳炎	54	家族性低 β リポタンパク血症(ホモ接合体)	103	原発性胆汁性胆管炎
6	アジソン病	55	家族性良性慢性天疱瘡	104	原発性免疫不全症候群
7	アッシャー症候群	56	カナバン病	105	顕微鏡の大腸炎
8	アトピー性脊髄炎	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	106	顕微鏡的多発血管炎
9	アペール症候群	58	歌舞伎症候群	107	高IgD症候群
10	アミロイドーシス	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトラン	108	好酸球性消化管疾患
11	アラジール症候群	60	カルニチン回路異常症	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
12	アルポート症候群	61	加齢黄斑変症	110	好酸球性副鼻腔炎
13	アレキサンダー病	62	肝型糖原病	111	好糸球体基底膜腎炎
14	アンジェルマン症候群	63	間失性膀胱炎(ハンナ型)	112	後縦靱帯骨化症
15	アントレー・ピクスラー症候群	64	環状20番染色体症候群	113	甲状腺ホルモン不応症
16	イソ吉草酸血症	65	関節リウマチ	114	拘束型心筋症
17	一次性ネフローゼ症候群	66	完全大血管転位症	115	高チロシン血症1型
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	67	眼皮皮膚白皮症	116	高チロシン血症2型
19	1p36欠失症候群	68	偽性副甲状腺機能低下症	117	高チロシン血症3型
20	遺伝性自己炎症疾患	69	ギャロウェイ・モフト症候群	118	後天性赤芽球癆
21	遺伝性ジストニア	70	急性壊死性脳症	119	広範脊柱管狭窄症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	71	急性網膜壊死	120	膠様滴状角膜ジストロフィー
23	遺伝性腭炎	72	球脊髄性筋萎縮症	121	抗リン脂質抗体症候群
24	遺伝性鉄芽球性貧血	73	急速進行性糸球体腎炎	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
25	ウィーバー症候群	74	強直性脊椎炎	123	コケイン症候群
26	ウィリアムズ症候群	75	巨細胞性動脈炎	124	コストロ症候群
27	ウィルソン病	76	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん病変)	125	骨形成不全症
28	ウェスト症候群	77	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	126	骨髓異形成症候群
29	ウェルナー症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	127	骨髓線維症
30	ウォルフラム症候群	79	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	128	ゴナドトロピン分泌亢進症
31	ウルリッヒ病	80	筋萎縮性側索硬化症	129	5p欠失症候群
32	HTRA1関連脳小血管病	81	筋型糖原病	130	コフィン・シリス症候群
33	HTLV-1関連脊髄症	82	筋ジストロフィー	131	コフィン・ローリー症候群
34	ATR-X症候群	83	クッシング病	132	混合性結合組織病
35	ADH分泌異常症	84	クリオピリン関連周期熱症候群	133	鰓耳腎症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	85	クリッペル・トレノエ・ウェーバー症候群	134	再生不良性貧血
37	エプスタイン症候群	86	クルーゾン症候群	135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎
38	エプスタイン病	87	グルコーストランスポーター1欠損症	136	再発性多発軟骨炎
39	エマヌエル症候群	88	グルタル酸血症1型	137	左心低形成症候群
40	MECP重症候群	89	グルタル酸血症2型	138	サルコイドーシス
41	LMNB1関連大脳白質脳症	90	クロウ・深瀬症候群	139	三尖弁閉鎖症
42	遠位型ミオパチー	91	クローン病	140	三頭酵素欠損症
43	円錐角膜	92	クローンカイト・カナダ症候群	141	CFC症候群
44	黄色靱帯骨化症	93	痙攣重積型(二相性)急性脳症	142	シェーグレン症候群
45	黄斑ジストロフィー	94	結節性硬化症	143	色素性乾皮症
46	大田原症候群	95	結節性多発動脈炎	144	自己貪食空胞性ミオパチー
47	オクシビタル・ホーン症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病	145	自己免疫性肝炎
48	オスラー病	97	限局性皮質異形成	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
49	カーニー複合	98	原発性肝外門脈閉塞症	147	自己免疫性溶血性貧血

障害者総合支援法 対象疾病一覧

148	四肢形成不全	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	244	特発性拡張型心筋症
149	シトステロール血症	197	先天性三尖弁狭窄症	245	特発性間質性肺炎
150	シトリン欠損症	198	先天性腎性尿崩症	246	特発性基底核石灰化症
151	紫斑病性腎炎	199	先天性赤血球形成異常性貧血	247	突発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
152	脂肪萎縮症	200	先天性僧帽弁狭窄症	248	突発性後天性全身性無汗症
153	若年性特発性関節炎	201	先天性大脳白質形成不全症	249	特発性大腿骨頭壊死症
154	若年性肺気腫	202	先天性肺静脈狭窄症	250	特発性多中心性キャッスルマン病
155	シャルコー・マリー・トゥース病	203	先天性風疹症候群	251	特発性門脈圧亢進症
156	重症筋無力症	204	先天性副腎低形成症	252	特発性両側性感音難聴
157	修正大血管転位症	205	先天性副腎質酵素欠損症	253	突発性難聴
158	出血性線溶異常症	206	先天性ミオパシー	254	ドラベ症候群
159	ジュベール症候群関連疾患	207	先天性無痛無汗症	255	中條・西村症候群
160	シュワルツ・ヤンベル症候群	208	先天性葉酸吸収不全	256	那須・ハコラ病
161	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	209	前頭側頭葉変性症	257	軟骨無形成症
162	神経細胞移動異常症	210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
163	神経軸策スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	211	早期ミオクロニー脳症	259	22q11.2欠失症候群
164	神経線維腫症	212	総動脈幹遺残症	260	乳児発症STING 関連血管炎
165	神経有棘赤血球症	213	総排泄腔遺残	261	乳幼児肝巨大血管腫
166	進行性核上性麻痺	214	総排泄腔外反症	262	尿素サイクル異常症
167	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	215	ソトス症候群	263	ヌーナン症候群
168	進行性骨化性線維異形成症	216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	264	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B関連腎症
169	進行性多巣性白質脳症	217	第14染色体父親性ダイソミー症候群	265	ネフロン癆
170	進行性白質脳症	218	大脳皮質基底核変性症	266	脳クレアチン欠乏症候群
171	進行性ミオクローヌステんかん	219	大理石骨病	267	脳髄黄色腫症
172	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	220	ダウン症候群	268	脳内鉄沈着神経変性症
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	221	高安動脈炎	269	脳表ヘモジデリン沈着症
174	スタージ・ウェーバー症候群	222	多系統萎縮症	270	膿疱性乾癬
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群	223	タナトフォリック骨異形成症	271	囊胞性線維症
176	スミス・マギニス症候群	224	多発血管炎性肉芽腫症	272	パーキンソン病
177	スモン	225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	273	バージャー病
178	脆弱X症候群	226	多発性軟骨性外骨腫症	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
179	脆弱X症候群関連疾患	227	多発性嚢胞腎	275	肺動脈性肺高血圧症
180	成人発症ステル病	228	多脾症候群	276	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
181	成長ホルモン分泌亢進症	229	タンジール病	277	肺胞低換気症候群
182	脊髄空洞症	230	単心室症	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	231	弾性線維性仮性黄色腫	279	バッド・キアリ症候群
184	脊髄髄膜瘤	232	短腸症候群	280	ハンチントン病
185	脊髄性筋萎縮症	233	胆道閉鎖症	281	汎発性特発性骨増殖症
186	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	234	遅発性内リンパ水腫	282	PCDH19関連症候群
187	前眼部形成異常	235	チャージ症候群	283	PURA関連神経発達異常症
188	全身性エリテマトーデス	236	中隔視神経形成異常症/トルモシア症候群	284	非ケトーシス型高グリシン血症
189	全身性強皮症	237	中毒性表皮壊死症	285	肥厚性皮膚骨膜症
190	先天異常症候群	238	腸管神経節細胞僅少症	286	非ジストロフィー性ミオニー症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア	239	TRPV4異常症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
192	先天性核上性球麻痺	240	TSH分泌亢進症	288	肥大型心筋症
193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	241	TNF受容体関連周期性症候群	289	左肺動脈右肺動脈起始症
194	先天性魚鱗癬	242	低ホスタファーゼ症	290	ビタミンD依存症くる病／骨軟化症
195	先天性筋無力症候群	243	天疱瘡	291	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症

障害者総合支援法 対象疾病一覧					
292	ビッカーstaff脳幹脳炎	321	ヘモクロマトーシス	350	網膜色素変性症
293	非典型溶血性尿毒症症候群	322	ベリー病	351	もやもや病
294	非特異性多発性小腸潰瘍症	323	ペルーシド角膜辺縁変性症	352	モワット・ウィルソン症候群
295	皮膚筋炎／多発性筋炎	324	ヘルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	353	薬剤性過敏症症候群
296	びまん性汎細気管支炎	325	片側巨脳症	354	ヤング・シンプソン症候群
297	肥満低換気症候群	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
298	表皮水泡症	327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
299	ヒルシュブルグ病(全結腸型又は小腸型)	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	357	4p欠失症候群
300	VATER症候群	329	ホモシスチン尿症	358	ライソゾーム病
301	ファイファー症候群	330	ボルフィリン症	359	ラスムッセン脳炎
302	ファロー四徴症	331	マリネスコ・シェーグレン症候群	360	ランゲルハンス細胞組織球症
303	ファンconi貧血	332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	361	ランドウ・クレフナー症候群
304	封入体筋炎	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	362	リジン尿性蛋白不耐症
305	フェニルケトン尿症	334	慢性血栓性肺高血圧症	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
306	フォンタン術後症候群	335	慢性再発性多発性骨髄炎	364	両大血管右室起始症
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	336	慢性膵炎	365	リンパ管腫症／ゴーハム病
308	副甲状腺機能低下症	337	慢性特発性偽性腸閉塞症	366	リンパ脈管筋腫症
309	副腎白質ジストロフィー	338	ミオクロニー欠神てんかん	367	類天疱瘡(後天性表皮水泡症を含む。)
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
311	ブラウ症候群	340	ミトコンドリア病	369	レーベル遺伝性視神経症
312	ブラダー・ウィリ症候群	341	無虹彩症	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
313	プリオン病	342	無脾症候群	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
314	プロピオン酸血症	343	無βリポタンパク血症	372	レット症候群
315	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	344	メープルシロップ尿症	373	レノックス・ガストー症候群
316	閉塞性細気管支炎	345	メチルグルタコン酸尿症	374	ロウ症候群
317	β-ケトチオラーゼ欠損症	346	メチルマロン酸血症	375	ロスムンド・トムソン症候群
318	ペーチェット病	347	メビウス症候群	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
319	ベスレムミオパチー	348	免疫性血小板減少症		
320	ヘパリン起因性血小板減少症	349	メンケス病		

【経過的に対象となっている疾病】

○ 下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等※の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※ 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

平成 27 年 1 月 1 日以降に対象外になった疾病

疾病名	
劇症肝炎	重症急性膵炎

平成 27 年 7 月 1 日以降に対象外になった疾病

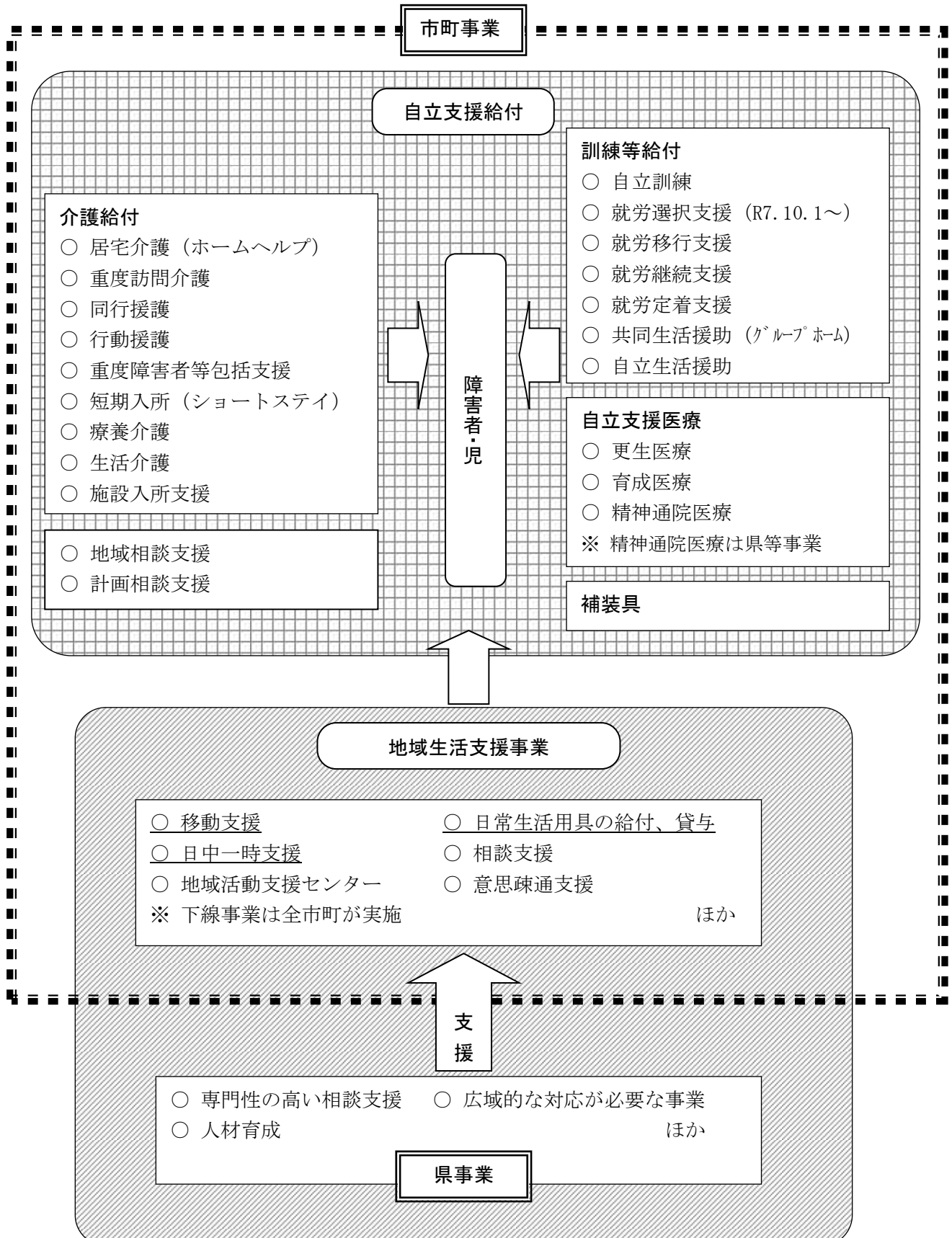
疾病名			
肝外門脈閉塞症視神経症	視神経症	重症急性膵炎	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症	ギラン・バレー症候群	先天性 QT 延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH 受容体異常症	原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群	好酸球性筋膜炎	メニエール病

令和元年 7 月 1 日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

(2) 福祉サービスに係る給付と事業の体系

障害者総合支援法による支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



(3) 利用の手続き

障害福祉サービス利用までの流れ（介護給付の場合）

相談 申請

市町の障害福祉担当窓口や相談支援事業所に相談します。

障害福祉サービスの利用を希望する場合は、市町の障害福祉担当課に利用申請します。

障害支援区分認定

認定調査

市町の認定調査員による面接を行います。

全国共通の質問票により、心身の状況に関する項目についての状況調査が行われます。

判定

認定調査結果に基づくコンピューター判定と医師意見書で一次判定が行われます。

一次判定結果や概況調査、医師意見書を踏まえ、市町の審査会で二次判定が行われます。

認定 結果通知

二次判定により、区分1から区分6又は非該当の認定が行われ結果が通知されます。

支給決定

サービス等 利用意向の 聴取

市町から計画案の提出を求められ、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案を提出します。なお、申請者自身がこの計画案を作成し提出することも可能です。

支給決定

市町は、障害支援区分や本人・家族の状況、利用意向、サービス等利用計画案などを踏まえてサービスの支給量を決定し、申請者に通知します。

利用開始

サービス等 利用計画の 作成

支給決定の内容に基づき、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成します。なお、申請者自身がこの計画を作成することも可能です。

サービスの 利用開始

申請者は、サービス提供事業者と契約を結び、サービスの利用を開始します。

サービスの量や内容等については、利用開始後も一定期間ごとに確認を行います。

※ 同行援護を利用希望の場合は、上記のうち「障害支援区分認定」のプロセスは行われません。
また、訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）等を利用希望の場合は、「障害支援区分認定」の中で、「認定調査」以外のプロセスは行われません。

(4) 利用者負担の仕組み

利用者負担は、所得に着目した負担の仕組み（所得に応じた月額上限額の設定。ただし、サービス利用量が少なく 1 割の定率負担のほうが低い場合には 1 割の定率負担）となっています。

なお、低所得の人に配慮した軽減策も講じられています。

① 月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの利用者負担は、所得に応じて次の 4 区分の負担上限月額が設定され、1 か月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低 所 得	市町村民税非課税世帯（注 1）	0 円
一 般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円（注 2）未満） ※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者を除きます。（注 3）	9,300 円
一 般 2	上記以外	37,200 円

（注 1） 3人世帯で障害基礎年金 1 級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象となります。

（注 2） 収入が概ね 670 万円以下の世帯が対象となります。

（注 3） 入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般 2」となります。

② 医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

○ 医療型個別減免

医療型施設に入所する人や療養介護を利用する人は、従前の福祉部分負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

③ 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。

同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や障害福祉サービスを利用して、いる人が介護保険のサービスを利用した場合など、負担額の合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。

④ 食費等の実費負担についても、減免措置が講じられます。

入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、低所得の人に対する補足給付が行われ、負担が軽減されます。（20 歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるように補足給付が行われます。）

通所施設等では、低所得、一般 1（グループホーム利用者（所得割 16 万円未満）を含む。）の場合、食材料費のみの負担となるため、3 分の 1 程度の負担となります。

⑤ グループホームの利用者に家賃援助が講じられています。

利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃として、月額 1 万円を上限に補足給付が行われます。

⑥ 生活保護への移行防止策が講じられます。

こうした負担軽減策を講じて、月額上限額や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

(5) 障害児の福祉サービス

障害児を対象とするサービスは、都道府県における「障害児入所支援」、市町村における「障害児通所支援」があります。障害児通所支援を利用する保護者は、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。また、一部、障害者総合支援に基づくサービスを利用することも可能です。

県		
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。
市町		
障害児通所支援	児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。 ① 児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。 ② 児童発達支援事業 通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	医療型児童発達支援	
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等（※）を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。平成30年4月の改正により、乳児院・児童養護施設に入所している障害児も対象として追加されました。 （※）保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等

(6) 障害者総合支援法のサービス一覧

◆ 自立支援給付

区分	サービス名	サービス内容	
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	P65 及び 資料編 2(1) 参照
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。入院時も一定の支援が可能です。	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	P65 及び 資料編 2(2) 参照
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	P66 及び 資料編 2(4) 参照
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
訓練等給付	施設入所支援(障害者支援施設での夜間等)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	P68 及び 資料編 2(5) 参照
	自立訓練 (機能訓練)(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	P66 及び 資料編 2(4) 参照
	就労選択支援 (令和7年10月1日～)	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、結ばないB型があります。	
	就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。	P67 及び 資料編 2(4) 参照
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	P68 及び 資料編 2(3) 参照
訓練等給付	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	P67 及び 資料編 2(4) 参照

区分	サービス名	サービス内容	
相談支援	計画相談支援 (サービス利用支援)	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。	P14 及び 資料編 1(1) 参照
	計画相談支援 (継続サービス利用支援)	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。	
	地域相談支援 (地域移行支援)	施設に入所又は精神科病院に入院している方が、地域における生活に移行するための相談、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整を行います。	
	地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身等で生活する方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時には相談、対応等必要な支援を行います。	

◆ 地域生活支援事業

区分	サービス名	サービス内容	
市町地域生活支援事業	自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。	P76 参照
	相談支援事業	障害者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。基幹相談支援センター機能強化事業、住宅入居等支援（居住サポート）事業があります。	P22 参照
	成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度が利用できない障害者に対し、必要な費用を補助します。	
	成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するための研修の実施や法人後見を行う事業所の立上げ支援などの法人後見活動の推進を行います。	P76 参照
	日常生活用具給付等事業	日常生活用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の給付又は貸与を行います。	P61 参照
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚障害等により意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。	P70 参照
	移動支援事業	屋外での移動が困難な方について、円滑に外出できるよう、移動を支援します。	P75 参照
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設です。	P75 及び 資料編 4 参照
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	P75 参照
	日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。	P76 参照
県地域生活支援事業等	訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。	
	専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について相談に応じ、必要な情報提供等を行います。発達障害者支援センター運営事業、障害児等療育支援事業等があります。	—
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業や精神障害者地域生活支援広域調整等事業など、市町の域を超える広域的な支援が必要な事業を行います。	—
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業	意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者等の養成又は派遣を行います。	
	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町相互間の連絡調整事業	手話通訳及び要約筆記を必要とする者が行政区域を越えて移動する等、市町派遣事業で対応できない派遣依頼に対応するための広域的なネットワークを整備するとともに、複数の市町の住民が参加する障害者団体等の会議等への手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。	P70・71 参照

◆ 児童福祉法のサービス

区分	サービス名	サービス内容	
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	P69 及び 資料編 3(2) 参照
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。	
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。	
	放課後等デイサービス	就学している障害児を対象として、放課後等に生活能力向上のための訓練等の支援を行います。	
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。	P69 及び 資料編 3(1) 参照
	医療型障害児入所施設	施設入所又は指定医療機関に入院等している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。	
障害児相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成します。 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、利用計画を作成します。	P14 及び 資料編 1(2) 参照

4 障害者手帳

障害のある人に、一貫した相談指導を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするため、障害者手帳の交付制度があります。

手帳の交付を受けることにより、障害者福祉サービスなどの提供を受けることができるようになります。

（１）身体障害者手帳の交付

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた人に交付されます。

障害程度の重度の人から順に１級～６級に区分され、さらに障害の種類に応じて、視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、内部障害などに分けられています。

区 分	内 容 等
対 象 者	身体に永続的な障害があり、その障害程度が身体障害者障害程度等級表に該当する人（年齢制限等はなし）。 (※50・51 ページの身体障害者障害程度等級表参照)
窓 口	お住まいの市区・町福祉事務所に相談してください。
手続の流れ	① 市町から該当する診断書・意見書の様式を受け取ってください。 ② 県又は政令市及び中核市の指定を受けた、身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の規定による医師（以下「指定医師」という。）の診断を受け、診断書・意見書を書いてもらってください。 指定医師は、県、広島市、呉市及び福山市のホームページで公開しています。 ③ お住まいの市区・町福祉事務所へ申請手続きをしてください。 【持って行くもの】 ・身体障害者診断書・意見書 ・写真 2 枚（横 3 cm×縦 4 cm、手帳申請から 1 年以内に撮影、原則脱帽して上半身を写したもので、無背景のもの。写真裏面に氏名、撮影年月日を記載したもの。） ・本人確認書類（運転免許証・身体障害者手帳・個人番号カード 等） ・個人番号がわかる書類（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明者）
等 級 変 更	障害の程度が変わったと思われる場合は、指定医師の診断書を添えて変更手続を行ってください。
住所・氏名変 更	転居した場合は、新しい居住地の市区・町福祉事務所に、「居住地等変更届」を提出してください。 また、氏名を変更した場合も、届け出てください。
再 交 付	紛失または破損したときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。
返 還	手帳の交付を受けた人が死亡した場合は、手帳を返還する必要がありますので、お住まいの市区・町福祉事務所に返還してください。

身体障害者障害程度等級表

(太線より上は第1種を、下は第2種を表します。)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上のもの(両耳全ろう)								ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90dB以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80dB以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害								
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの									
7級											

(身体障害者福祉法施行規則第5条第3項別表第5号)

級別	肢 体 不 自 由				
	上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上を欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
	3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの				
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
		2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの			
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれかの一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して該当等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上肢においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。				

(2) 療育手帳の交付

障害の程度によって、㉠（最重度）、A（重度）、㉡（中度）、B（軽度）の手帳が交付されます。

区 分	内 容 等
対 象 者	知的機能の障害が発達期（18歳未満）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの支援を必要とする状態にあり、県こども家庭センターにおいて、知的障害の判定を受けた人（年齢制限等はなし）
窓 口	お住まいの市・町福祉事務所に相談してください。
新 規 申 請	① 療育手帳予約専用ダイヤルで判定の予約をとってください。 療育手帳予約専用ダイヤル 082-400-9010 ② 判定を受けるまでにお住まいの市・町福祉事務所で申請手続きをしてください。 【持って行くもの】 ・療育手帳交付申請書（市・町の窓口にもあります。） ・本人の写真1枚（横3cm×縦4cm、最近6か月以内に撮影のもの。） ・身体障害者手帳の写し（お持ちの方のみ） ・本人のマイナンバー（個人番号）が分かるものと身元を確認するもの ③ 予約した日・場所で判定を受けてください。 ※ 初めて手帳を取得しようとする時は、知的障害であることを記載した主治医等の診断書が必要です。
更 新 申 請	年齢に応じて、手帳の有効期限を定めています。 手帳に記載の<u>次回判定年月</u>が近づいたら、更新手続きをしてください。 ① 療育手帳予約専用ダイヤルで判定の予約をとってください。 療育手帳予約専用ダイヤル 082-400-9010 ② 判定を受けるまでにお住まいの市・町福祉事務所で申請手続きをしてください。 【持って行くもの】 ・療育手帳交付申請書（市・町の窓口にもあります。） ・本人の写真1枚（横3cm×縦4cm、最近6か月以内に撮影のもの。） ・身体障害者手帳の写し（お持ちの方のみ） ・現在お持ちの療育手帳 ③ 予約した日・場所で判定を受けてください。
居住地変更 ・ 氏名の変更	県内（広島市を除く。）の住所地に転居した場合、新しい居住地の市・町福祉事務所に、「療育手帳記載事項変更届」を提出してください。 なお、他都道府県及び広島市からの転入の場合は、新規申請が必要です。 氏名を変更した場合も「療育手帳記載事項変更届」を提出してください。
再 交 付	紛失又は破損したときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。
返 還	手帳の交付を受けた人が転出（他都道府県又は広島市）又は死亡した場合は、「返還届」に手帳を添えて、お住まいの市・町福祉事務所に返還してください。
備 考	療育手帳の交付については、市・町の福祉事務所から連絡があります。 広島市にお住まいの方は、市役所又は区役所にお問い合わせください。 更新申請は、次回判定年月の最終日の3か月前から受け付けています。

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付

障害の程度によって、1級から3級までの手帳が交付されます。

区 分	内 容 等
対 象 者	精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期間にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人。 統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害（認知症、高次脳機能障害など）、発達障害、その他の精神疾患の全てが対象ですが、知的障害（精神遅滞）は含まれません。
窓 口	お住まいの市・町担当課に相談してください。
手続の流れ	①現在お住まいの市町から申請書・診断書の様式をもらってください。 （医療機関に置いてあるところもあります。） ②精神疾患の治療を受けている医師に、診断書を書いてもらってください。 ③記入した申請書に診断書及び写真1枚（横3cm×縦4cm、最近1年以内に撮影、上半身を写した無背景のもの。写真の裏面に氏名を記載したもの。）を添えて、お住まいの市町担当課で申請手続をしてください。（郵送でもかまいません。） ④精神保健福祉センターで承認、不承認、等級を審査して決定します。 ※診断書の代わりに精神障害を支給事由とする年金証書の写し、または特別障害給付金受給資格者証（精神障害によるもの）の写し等でも申請ができます。なお、個人番号を活用した情報連携により情報を把握する場合には、上記の書類を添付しないことができます。
等 級 変 更	障害の程度が変わったと思われる場合は、医師の診断書又は年金証書の写し等を添えて申請手続を行ってください。
居 住 地 、 氏 名 変 更	転居した場合、新しい居住地の市町担当課に、変更届を提出してください。なお、他県及び広島市からの転入の場合は、住所変更による手帳交付手続が必要です。 氏名変更の場合も、変更届を提出してください。
再 交 付	紛失または破損したときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。
返 還	手帳の交付を受けた人が死亡した場合及び精神障害の状態がなくなった場合は、手帳を返還する必要がありますので、お住まいの市・町担当課に返還してください。
備 考	・手帳の有効期限は2年間です。 ・更新の申請は、有効期限の3か月前から行うことができます。

5 医療

障害に係る医療費の負担を軽減するため、自立支援医療と、重度の心身障害児（者）及び精神障害者の医療費助成などを行っています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
自立支援医療 (更生医療) 身	身体障害者(18歳以上)の障害の除去、又は軽減により日常生活を容易にするための医療費の給付を行っています。 身体障害者手帳所持者で、更生医療の給付認定を受けた人が、受給者証に記載された病院・薬局等で受診した場合に対象となります。	自己負担額は原則として医療費の1割になります。 (世帯の所得に応じて自己負担上限額を決定します。自己負担上限額超過後の自己負担はありません。)	市町
自立支援医療 (育成医療) 身	身体に障害がある又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)が、その障害を除去・軽減する確実な効果が期待できる手術等の治療を行う場合に医療費の給付を行っています。 育成医療の給付認定を受けた児童が、受給者証に記載された病院・薬局等で受診した場合に対象となります。		市町
自立支援医療 (精神通院医療) 精	精神障害者の医療の確保を容易にするために行われる通院医療の医療費の給付を行っています。 対象となるのは、自立支援医療(精神通院医療)の支給認定をされた人で、給付を受けるためには、病院・薬局等において受給者証と上限額管理票の提示が必要です。精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態のみが対象で、受給者証に記載された病院等のみが対象となります。 なお、入院して行われる医療や、歯科での治療は対象とはなりません。		市町(認定は、広島市については、広島市精神保健福祉センターが、広島市以外の市町については広島県立総合精神保健福祉センターが行います。)
後期高齢者医療制度 身 知 精	65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請によって認定を受けた方は、後期高齢者医療制度へ加入することができます。	世帯の所得に応じて医療費の1割、2割、3割のいずれかになります。	市町(認定は、広島県後期高齢者医療広域連合が行います。)

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
重度心身障害児(者)医療費公費負担制度 身 知	重度心身障害児(者)が、医療機関で医療を受けた場合の自己負担相当額(入院時の食事に係る標準負担相当額等を除く。)を公費で負担しています。 県内に居住し、身体障害者手帳 1、2、3 級の交付を受けている人又は療育手帳④、A、⑤の交付を受けている人が対象となります。	所得による支給制限があります。なお、一部負担金(1日200円)については、同じ医療機関で受診される場合の1か月の負担は入院14日まで、通院4日までとなります。	市町 (一部負担金及び後期高齢者医療制度非加入の公費負担については、市町によって異なる場合がありますので、市町に問い合わせてください。)
精神障害者医療費公費負担制度 精	精神障害者が、医療機関で医療を受けた場合の自己負担相当額(通院のみ)を公費で負担しています。 県内に居住し、精神障害者手帳 1 級の交付を受けており、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者証を所持している人が対象となります。	所得による支給制限があります。なお、一部負担金(1日200円)については、同じ医療機関で受診される場合の1か月の負担は通院4日までとなります。	市町 (一部負担金及び後期高齢者医療制度非加入の公費負担については、市町によって異なる場合がありますので、市町に問い合わせてください。)
心身障害者(児)歯科診療 身 知	心身障害者(児)を対象とした歯科診療を行っています。 その他、障害者歯科診療のできる歯科診療所は、こちらのホームページを参照してください。 ○厚生労働省 医療情報ネット https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp ○広島県歯科医師会 https://www.hpda.or.jp/search/	所定の利用料等	広島口腔保健センター 電話 082-262-2555 呉口腔保健センター 電話 0823-25-4441 福山市歯科医師会口腔保健センター 電話 084-941-4444 ※予約が必要です。
特定医療費(指定難病)支給認定事業	原因が不明で治療法が確立されていない、いわゆる難病のうち指定難病について、医療保険の自己負担に対して公費負担を行っています。	課税状況や所得に応じて月額自己負担上限額を決定します。自己負担上限額を超えた負担はありません。	県(申請等窓口は、県保健所)、広島市各区厚生部福祉課障害福祉係、呉市保健所及び福山市保健所
小児慢性特定疾病医療支援事業	小児慢性特定疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療保険の自己負担に対して公費負担を行っています。	課税状況や所得に応じて月額自己負担上限額を決定します。自己負担上限額を超えた負担はありません。	県(申請等窓口は、県保健所)、広島市各区厚生部福祉課障害福祉係、呉市保健所及び福山市保健所

6 年金・手当・貸付

障害のある人やその家族の安定した生活を支援するため、障害基礎年金や各種手当などが支給されます。

また、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、低利で資金を貸し付けています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申 込 機関名等
児童扶養手当 ☐ 身 ☐ 知 ☐ 精	父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は政令で定める程度の障害の状態にある20歳未満の者。以下「児童」という。）や、父又は母のいずれかが政令で定める程度の障害の状態である児童を、監護している父、母又は養育者に支給されます。	全部支給の場合 月額 46,690 円 一部支給の場合 月額 46,680 円 ～11,010 円 (児童1人の場合)	市町
特別児童扶養手当 ☐ 身 ☐ 知 ☐ 精	身体、知的又は精神に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を監護している保護者に支給されます。	児童1人につき <u>重度（1級）</u> 月額 56,800 円 <u>中度（2級）</u> 月額 37,830 円	
特別障害者手当等 ☐ 身 ☐ 知 ☐ 精	【障害児福祉手当】 身体、知的又は精神に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳未満の児童に支給されます。	月額 16,100 円	
	【特別障害者手当】 身体、知的又は精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳以上の人に支給されます。	月額 29,590 円	
	【経過的福祉手当】 従来福祉手当の受給資格者のうち特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害を事由とする年金を受給していない20歳以上の人に支給されます。 ※現在は新規認定を行っていません。	月額 16,100 円	

施策の種類	内 容	費用負担等	申 込 機関名等
国民年金 身 知 精	障害程度が国民年金法で決められている「障害等級表」にあてはまる次の人に支給されます。 【障害基礎年金】 I 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。 ① 国民年金加入期間 ② 60 歳以上 65 歳未満（国内居住者のみ） ③ 20 歳未満 II ①②の場合、初診日前において加入期間の 3 分の 2 以上の保険料納付済期間（免除期間を含む）があること。 又は、初診日前一年間において保険料未納がないこと。 ③の場合、納付要件はありません。	<u>1 級</u> 月額 86,635 円 <u>2 級</u> 月額 69,308 円 ※昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方の年金額は異なります。 ※18 歳未満の子の人数に応じた加算があります。	③については、所得による支給制限があります。 年金事務所 （予約受付専用電話） 0570-05-4890 市町
厚生年金保険 身 知 精	障害の程度が厚生年金法で決められている「障害等級表」にあてはまる次の人に支給されます。 【障害厚生年金】 I 厚生年金保険の被保険者である間に障害の原因となった病気やけがの初診日があること。 II 初診日前において加入期間の 3 分の 2 以上の保険料納付済期間（国民年金の免除期間を含む）があること。 又は、初診日前一年間において保険料の未納がないこと。	年金額は平均標準報酬によって決定します。	年金事務所 （予約受付専用電話） 0570-05-4890
特別障害給付金 身 知 精	【障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給していない方】 ① 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者 ※当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金 1 級、2 級相当の障害に該当する人に支給されます。	<u>1 級</u> 月額 56,850 円 <u>2 級</u> 月額 45,480 円	所得による支給制限があります。 市町

施策の種類	内 容		費用負担等	申 込 機関名等																
心身障害者 扶養共済制度 身 知 精	保護者が毎月一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障害になったとき、心身障害者に年金が生涯にわたって支給される任意加入の制度です。 <table><tr><th>保護者加入時年齢</th><th>掛金月額 (1口あたり)</th></tr><tr><td>35 歳未満</td><td>9,300 円</td></tr><tr><td>35 歳以上 40 歳未満</td><td>11,400 円</td></tr><tr><td>40 歳以上 45 歳未満</td><td>14,300 円</td></tr><tr><td>45 歳以上 50 歳未満</td><td>17,300 円</td></tr><tr><td>50 歳以上 55 歳未満</td><td>18,800 円</td></tr><tr><td>55 歳以上 60 歳未満</td><td>20,700 円</td></tr><tr><td>60 歳以上 65 歳未満</td><td>23,300 円</td></tr></table> ※年齢は加入時の年度の 4 月 1 日時点の年齢	保護者加入時年齢	掛金月額 (1口あたり)	35 歳未満	9,300 円	35 歳以上 40 歳未満	11,400 円	40 歳以上 45 歳未満	14,300 円	45 歳以上 50 歳未満	17,300 円	50 歳以上 55 歳未満	18,800 円	55 歳以上 60 歳未満	20,700 円	60 歳以上 65 歳未満	23,300 円	年金額 1 口加入の場合 月額 20,000 円 2 口加入の場合 月額 40,000 円	低所得世帯等については、掛金の減額を行っています。	市町
保護者加入時年齢	掛金月額 (1口あたり)																			
35 歳未満	9,300 円																			
35 歳以上 40 歳未満	11,400 円																			
40 歳以上 45 歳未満	14,300 円																			
45 歳以上 50 歳未満	17,300 円																			
50 歳以上 55 歳未満	18,800 円																			
55 歳以上 60 歳未満	20,700 円																			
60 歳以上 65 歳未満	23,300 円																			
生活保護の障害者加算の認定 身 精	生活保護を受けている人のうち ① 身体障害者手帳 1～3 級 ② 精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を所持している人は、生活保護の障害者加算の認定が受けられる場合があります。 ※ただし、②については、障害基礎年金 1、2 級の受給者及び対象疾病以外の方で手帳の交付日又は更新日が初めて医師の診療を受けた日（初診日）から 1 年 6 か月以上経過している場合に限られます。			市町 福祉事務所																
生活福祉資金の貸付 身 知 精	経済的自立と生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れることを目的として、他の貸付等支援制度の利用が困難な障害者等の世帯を対象に無利子又は低利で資金を貸し付けます。 ※原則、他法・他制度の利用を優先的に検討していただくことになります。 (※59、60 ページの生活福祉資金貸付制度一覧表参照)			市町社会福祉協議会																

《生活福祉資金貸付制度一覧》

資金の種類	内 容		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金 ※年金を受給している場合は、対象となりません。						
	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額15万円以内 (2人以上) 月額20万円以内 ※貸付期間： 原則3か月以内、最長12か月の延長申請（3か月ごとに3回）可	最終貸付日から3か月以内	据置期間 経過後 10年以内	連帯保証人あり 無利子	原則1人必要
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付日(生活支援費とあわせて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から3か月以内		連帯保証人なし 年1.5%	ただし、連帯保証人なしでも申請可能
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内				
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）に対し、次に掲げる費用として貸し付ける資金						
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用						
	生業を営むために必要な経費		460万円	貸付日(分割交付の場合は最終貸付日)から6か月以内	20年	連帯保証人あり 無利子	原則1人必要
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		技能を習得する期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円		8年		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費		250万円		7年		
	福祉用具等の購入に必要な経費		170万円		8年		
	障害者用自動車の購入に必要な経費		250万円		8年		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費		513.6万円		10年		
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費		・療養期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年	連帯保証人なし 年1.5%	ただし、連帯保証人なしでも申請可能
	介護サービス、障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		・介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年		
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費		150万円		7年		
	冠婚葬祭に必要な経費		50万円		3年		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費		50万円		3年		
	就職、機能習得等の支度に必要な経費		50万円		3年		
	その他日常生活上一時的に必要な経費		50万円		3年		

資金の種類		内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
緊急小口資金		次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・ 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・ 火災等被災によって、生活費が必要なとき ・ 年金、保険、公的給付金等の支給開始までに生活費が必要なとき ・ 会社からの解雇、休業等による収入減のため、生活費が必要なとき ・ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払により支出が増加したとき ・ 公共料金の滞納により、日常生活に支障が生じるとき ・ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき ・ 給与等の盗難によって、生活費が必要なとき ・ その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められたとき	10万円以内	貸付日から2か月以内	据置期間経過後12か月以内	無利子	不要
教育支援資金		低所得世帯に対し、次に掲げる費用として貸し付ける資金					
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む)又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 ※特に必要と認められる場合に限り貸付限度額の1.5倍まで申請可	(高等学校) 月額3.5万円以内 (高等専門学校) 月額6万円以内 (短期大学) 月額6万円以内 (大学) 月額6.5万円以内	卒業後6か月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	※世帯内で連帯借受人が必要	
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む)又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内					
不動産担保型生活資金							
低所得者世帯向け不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	・土地評価額の7割を標準 月額30万円以内	契約終了後3か月以内	据置期間終了時まで	年3%又は毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	・土地建物評価額の7割を標準(集合住宅は5割) ・月額は貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)				不要	

7 補装具・日常生活用具

障害のある人の職業活動や日常生活を容易にするための義手、義足、車椅子、補聴器などを購入・修理する際の補装具費の支給や日常生活の便宜を図るための障害に応じた日常生活用具の給付又は貸与を行っています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申 込 機 関 名 等
日常生活用具給付等事業 身 知 精 難 (各市町へ問い合わせてください。)	障害者・障害児の日常生活がより円滑に行われるよう次の用具の給付又は貸与を行っています。 ※対象となる用具の種目は、各市町により異なります。	世帯の課税状況により無料、一部負担又は全額負担 (障害児の場合、所得制限なし)	市町
対 象	区 分	用 具 参 考 例	
障害の区分なし	給付	火災警報器、自動消火器	
視覚障害者（児）	給付	視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字タイプライター、盲人用体温計（音声式）、視覚障害者用ワードプロセッサ、視覚障害者用拡大読書器、点字図書、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用活字文書読上げ装置、盲人用時計、電磁調理器、盲人用体重計、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器	
聴覚障害者（児）	給付	聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、聴覚障害者用屋内信号装置	
	貸与	福祉電話、ファックス	
音声・言語機能障害者（児）	給付	携帯用会話補助装置	
	貸与	ファックス	
視覚・聴覚重複障害者	給付	点字ディスプレイ	
肢体不自由者（児）	給付	便器、特殊便器、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、携帯用会話補助装置、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具、情報・通信支援用具、特殊寝台、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、訓練用ベッド	
	貸与	福祉電話	
肢体不自由児	給付	訓練いす	
じん臓機能障害者（児）	給付	透析液加温器	
在宅酸素療法者	給付	酸素ボンベ運搬車	
呼吸器機能障害者（児）	給付	ネブライザー、電気式たん吸引器	
知的障害者（児）・精神障害者（児）	給付	頭部保護帽	
喉頭摘出者	給付	人工喉頭	
ストーマ造設者	給付	ストーマ装具	
高度の排尿機能障害者	給付	紙おむつ等、収尿器	
脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	給付	紙おむつ等	
難病患者等	給付	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、特殊便器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、居宅生活動作補助用具	

施策の種類	内 容	費用負担等	申 込 機 関 名 等												
補装具費の支給 身 難	身体上の障害を補うための用具を購入・修理・借受けをする際に補装具費の支給を行っています。	原則、定率の1割負担とし、所得に応じた負担上限額を設定。障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等に関わる利用者負担と補装具に係る利用者負担を合算したうえで、利用者負担を軽減。ただし、一定所得以上の場合は支給対象外。 (障害児の場合、所得制限なし)	市町												
<table><tr><th>対 象</th><th>用 具 名</th></tr><tr><td>視覚障害者（児）</td><td>視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡</td></tr><tr><td>聴覚障害者（児）</td><td>補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）</td></tr><tr><td>重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者（児）</td><td>重度障害者用意思伝達装置</td></tr><tr><td>肢体不自由者（児）</td><td>義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ</td></tr><tr><td>肢体不自由児</td><td>座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具</td></tr></table>				対 象	用 具 名	視覚障害者（児）	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡	聴覚障害者（児）	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）	重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者（児）	重度障害者用意思伝達装置	肢体不自由者（児）	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ	肢体不自由児	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
対 象	用 具 名														
視覚障害者（児）	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡														
聴覚障害者（児）	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）														
重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者（児）	重度障害者用意思伝達装置														
肢体不自由者（児）	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ														
肢体不自由児	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具														

※借受けの対象種目：①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品 ②重度障害者用意思伝達装置の本体 ③歩行器 ④座位保持椅子

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入や修理に要する費用の一部を助成します。 ※対象児は、次の要件の全てに該当する18歳未満の者。 ①広島県内の市町に居住していること。 ②両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上であること。 ③聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象者でないこと。	補聴器の種類に応じた定めた基準額を上限とし、補聴器購入費等と基準額と比較して少ない方の額の1/3が自己負担。 (購入費が基準額を超える場合は、超える部分についても自己負担)	市町
----------------------	---	---	----

補装具費の制度

① 補装具費支給の仕組み

- 補装具を利用する人の申請に基づき、補装具の購入、修理又は借受けが必要と認められたときに、市町は、補装具費の支給決定をします。
- 補装具を利用する人は、市町からの補装具費の支給決定を受けて、補装具製作者と補装具の購入・修理・借受けにかかる契約を結びます。

② 補装具の定義

次の3つの要件をすべて満たすもの

- ア 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの
- イ 身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一部品を継続して使用するもの
- ウ 給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するもの

③ 利用者負担について

利用者負担については、原則として1割を利用者が負担することとなっています。

ただし、世帯の所得に応じて、次の3区分の負担上限額が設定されています。

＜負担上限月額について＞

- 生活保護受給世帯等の人なら 0 円
- 市町村民税非課税世帯の人なら 0 円
- 市町村民税課税世帯の人なら 37,200 円

＜生活保護への移行防止措置について＞

定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。

障害者本人又は配偶者のいずれかが一定所得以上の場合（※）には補装具費の支給対象となりません。

また、障害児の場合は、障害児本人又はその保護者等の世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（※）も含め、すべての障害児について補装具費の支給対象となります。

※ 一定以上の場合とは、本人又は配偶者（障害児の場合は、本人又は他の世帯員）のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合が該当します。

8 住宅

障害のある人が地域で安心して生活するための住宅を確保するためのサービスが提供されています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
県営住宅への入居 身 知 精 難	次のいずれかを所有している世帯は一般世帯より当選確率が高くなります。 1 身体障害者手帳 (障害の程度が1～4級) 2 療育手帳 (A・A・B) 3 精神障害者保健福祉手帳等 (障害の程度が1～2級) 4 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を利用している難病患者	—	各 地 域 の 県 営 住 宅 指定管理者 ※指定管理者については、県ホームページまたは県庁住宅課で確認してください。
身体障害者世帯向け県営住宅 身	身体障害者手帳 (障害の程度が1～4級) の所有者で車いすを常用する身体障害者のいる世帯向けの県営住宅があります。 身体障害者世帯向け県営住宅 計 78 戸 [広島市内 31 戸、呉市内 8 戸、竹原市内 4 戸、尾道市内 12 戸、 福山市 12 戸、廿日市市内 2 戸、熊野町内 6 戸、坂町内 3 戸]	住宅使用料等	

※ 市営住宅及び町営住宅において同様の施策を行っている市町があります。

お問い合わせはお住まいの市町住宅担当課へお願いします。

※ 障害福祉サービスの入所施設は「11 居住系サービス」参照。

9 訪問系サービス・短期入所

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスなどが提供されています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
居宅介護 (ホームヘルプ) ☐ 身 ☐ 知 ☐ 精 ☐ 難	障害者・障害児が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、家庭を訪問して、食事・入浴等の介護、調理・洗濯等の家事並びに生活に関する相談・助言等の援助を行います。	所得に着目した負担(所得に応じた月額上限額の設定。ただし、サービス利用量が少なく1割の定率負担のほうが高い場合には1割の定率負担。)	指定事業者 ※事前に市町の支給決定を受けることが必要です。
重度訪問介護 ☐ 身 ☐ 知 ☐ 精	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常時介護が必要な障害者が、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事、生活に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護等の援助を総合的にを行います。		
同行援護 ☐ 身	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者・障害児につき、外出時において、障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。		
行動援護 ☐ 知 ☐ 精	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する常時介護が必要な障害者・障害児が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際に必要な援助を行います。		
重度障害者等包括支援 ☐ 身 ☐ 知 ☐ 精 ☐ 難	常時介護が必要で、意思疎通を図ることに著しい支障がある障害者・障害児のうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有しているものに居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。		
短期入所 (ショートステイ) ☐ 身 ☐ 知 ☐ 精 ☐ 難	介護を行う人の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった障害者・障害児を障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所させて、食事、入浴、排泄等の介護その他必要な支援を行います。		